

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

○亀岡市介護保険条例の一部改正
 (高齢福祉課) 5

—— 規 則 ——

○亀岡市財務規則の一部改正
 (財産管理課) 6

○亀岡市立老人福祉センター条例施行規則の廃止
 (高齢福祉課) 7

○亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例施行規則 (環境政策課) 7

○亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正 (自治防災課) 22

—— 告 示 ——

○指定代理納付者の指定
 (ふるさと創生課) 23

○収納事務の委託 (ふるさと創生課) 23

○指定代理納付者の指定
 (ふるさと創生課) 23

○収納事務の委託 (ふるさと創生課) 24

○固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全ての登録 (税務課) 24

○指定代理納付者の指定 (税務課) 24

○徴収事務の委託 (環境政策課) 25

○亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱の一部改正 (環境政策課) 26

○平成31年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画 (環境クリーン推進課) 26

○粗大ごみ及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務の委託
 (環境クリーン推進課) 33

○使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託 (市民課) 37

○亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部改正
 (市民課) 38

○亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱の一部改正 (保険医療課) 38

○亀岡市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱の一部改正 (保険医療課) 38

○心身障害児(者)に係る補装具補助金交付要綱の廃止 (障害福祉課) 39

○亀岡市高齢者介護予防拠点活動支援事業実施要綱の一部改正 (高齢福祉課) 39

○物品売払代金の徴収事務の委託
 (農林振興課) 40

○亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付要綱 (健康増進課) 41

○指定区域の指定に係る図書の縦覧
 (都市計画課) 47

○市道路線の認定に関する告示
 (土木管理課) 52

○市道路線の変更に関する告示
 (土木管理課) 53

○市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 53	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 82
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 54	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 82
○市道路線の廃止に関する告示 (土木管理課) 55	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 83
○亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱 (建築住宅課) 56	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 83
○亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱 (建築住宅課) 65	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 83
○亀岡市指定金融機関、亀岡市指定代理金融機関及び亀岡市収納代理金融機関の指定の一部改正 (会計課) 74	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 84
○公示送達 (保険医療課) 74	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 84
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 76	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 84
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 76	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 85
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 76	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 85
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 77	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 85
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 77	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 86
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 77	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 86
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 78	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 86
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 80	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 87
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 81	○亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱等の一部を改正する告示 (総務課) 87
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 81	○サービス事業の廃止 (高齢福祉課) 88
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 81	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 82	——— 訓 令 ———
	○亀岡市職員管理監督者昇任試験実施規程の一部改正 (人事課) 88

—— 公 告 ——

- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧（農林振興課） 89
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（市民課） 90
- 都市計画法に関する工事完了の公告（都市計画課） 93
- 一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募（契約検査課） 94
- 農用地利用集積計画の縦覧（農林振興課） 98
- 都市計画法に関する工事完了の公告（都市計画課） 98

—— 任免及び辞令 ——

監査委員会欄

—— 公 表 ——

- 平成31年度随時監査 102

教育委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市立学校小規模特認校制度に関する要綱の一部改正 102

—— 教育長訓令 ——

- 亀岡市教育委員会職員管理監督者昇任試験実施規程の一部改正 103
- 亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の勤務に関する規程の一部改正 104

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 京都府議会議員一般選挙の亀岡市開票区における開票立会人を定めるくじを行わない旨の告示 107
- 京都府議会議員一般選挙における投票管理者の変更 108
- 京都府議会議員一般選挙における投票管理者職務代理者の変更 108
- 京都府議会議員一般選挙の開票の日時の変更 109

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 平成31年4月定例総会の開催 109

上下水道部欄

—— 規 程 ——

- 亀岡市上下水道部職員管理監督者昇任試験実施規程の一部改正 110
- 亀岡市下水道浄化センターに関する規程の一部改正 110

—— 告 示 ——

- 亀岡市上下水道部告示の一部改正 111
- 亀岡市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱 111
- 料金収納事務の委託 118

—— 公 告 ——

- 平成31年度賦課対象区域 118
- 負担区の拡大区域 118

市立病院欄

—— 規 程 ——

- 亀岡市立病院職員管理監督者昇任試験実施規程の一部改正 119

○亀岡市立病院庁舎管理規程及び亀岡市
病院事業用行政財産使用料規程の一部
改正 120

—— 告 示 ——

○指定代理納付者の指定 120

公布された条例のあらまし

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、低所得者に対する保険料軽減の強化に関する所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行した。

条 例

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第19号

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「28,056円」を「23,376円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,376円」とあるのは、「34,284円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,376円」とあるのは、「45,204円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の亀岡市介護保険条例第3条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

規則

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第17号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第105条中「100分の5」の次に「（普通財産及び物品の売払いに係る一般競争入札に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システム（以下「公有財産売却システム」という。）による一般競争入札にあっては、当該入札に係る予定価格の100分の10）」を加える。

第106条に次の1項を加える。

5 第1項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる一般競争入札に係る入札保証金の納付については、公有財産売却システムを管理する事業者の保証をもって代えることができる。

第110条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる一般競争入札に係る予定価格については、当該予定価格を記載した書面を作成するとともに、入札執行前に公有財産売却

システムに登録しなければならない。

第111条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる一般競争入札に参加しようとする者は、入札書に係る事項を当該一般競争入札に参加する者の使用に係る電子計算機から入力し、当該入力する事項についての情報を所定の入札期間内に公有財産売却システムを管理する事業者に送信しなければならない。

第116条第4項中「第110条第2項から第4項」を「第110条第3項から第5項」に改める。

第122条第1項中「契約代金」の次に「(公有財産売却システムによる一般競争入札に係る契約にあつては、当該入札に係る予定価格)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立老人福祉センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第18号

亀岡市立老人福祉センター条例施行規則を廃止する規則

亀岡市立老人福祉センター条例施行規則(平

成18年亀岡市規則第14号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第19号

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例(平成31年亀岡市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の手続)

第2条 条例第6条第1項の規定による事業計画は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 現場管理者の氏名及び住所
- (3) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (4) 事業区域(事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区)の所在地及

び面積

- (5) 設置工事の設計
 - (6) 防災上の措置に関する計画
 - (7) 良好な自然環境等の保全に関する計画
 - (8) 設置工事の施工に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画
 - (9) 資材、廃材等の管理に関する計画
 - (10) 既存の道水路等の管理に関する計画
 - (11) 太陽光発電設備の設置の場所、出力、管理の方法その他太陽光発電設備に関する事項
 - (12) 特定事業の施行に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項
 - (13) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約（以下「特定契約」という。）を締結する場合にあっては、その締結の時期
- 2 条例第6条第1項の規定による許可の申請は、太陽光発電設備設置許可申請書（別記第1号様式）に事業計画及び次の各号に掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。
- (1) 事前協議において協議が必要とされた事項の全てについて、関係各部署及び関係機関が協議を了したことが確認できる書類
 - (2) 事前周知結果報告書、協議状況報告書等事前周知に係る書類及び地元団体等との協議結果が分かる書類（協定書の写しを含む。）
 - (3) 事業者に係る次に掲げる書類
 - ア 住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表（別記第2号様式）
 - イ 欠格要件非該当誓約書（別記第3号様式）
 - (4) 資力及び信用に関する申告書

- (5) 施工能力に関する申告書
- (6) 特定事業の施行に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等の状況の状況を示した書類
- (7) 特定契約を締結する場合にあっては、その締結に係る経過を示した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（事前協議の手続）

第3条 条例第7条第1項の規定による事前協議（以下「事前協議」という。）を行おうとする者は、事前協議書（別記第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、当該事前協議に係る事業計画に応じて、その必要がないと認められるときは、これらの書類又は当該書類に明示すべき事項の一部を省略することができる。

- (1) 申請予定者に係る住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書の写し）

(2) 次の表に掲げる図書

書類の種類	明示すべき事項
事業計画書	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）、現場管理者の氏名及び住所、設置工事の着手予定日及び完了予定日、事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積、設置工事の設計、防災上の措置に関する計画、良好な自然環境等の保全に関する計画、設置工事の施工に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画、資材、廃材等の管理に関する計画、既存の道水路等の管理に関する計画、太陽光発電設備の設置の場所、出力、管理の方法その他太陽光発電設備に関する事項、特定事業の施行に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項並びに特定契約を締結する場合にあっては、その締結の時期
位置図	方位、縮尺及び事業区域
設計説明書	造成・排水・設置方法等に関する基本方針、事業区域内の土地の現況及び土地利用計画
公共施設一覧表	公共施設の種類、概要及び管理者
公図の写し	法定外道路及び普通河川等
区域内権利者一覧表	物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並びに同意の有無
隣接土地所有者一覧表	所在地及び地番並びに権利者の氏名又は名称
安定計算書	土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算
水理計算書	区域内雨水排水に係る計算
構造計算書	擁壁並びに太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台の概要、構造計画、応力算定及び断面算定
現況写真	事業区域の全景、各方角からのもの等
現況平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、等高線、現況高、事業区域内の土地の地番及び地目並びに所有者、隣接する土地の地番及び所有者、官民境界確定日及び番号並びに法定外道路及び普通河川等
土地利用計画図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名並びに土地利用計画表
造成計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、法面、構造物、切盛土、法面勾配、法面保護工並びに事業に関わる法令等の名称
造成計画断面図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、切盛土、構造物寸法並びに排水方向
雨水排水計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、排水方向並びに流末流量
構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、規格値、強度、擁壁断面図、擁壁展開図、設計条件並びに留意事項
用途廃止後における措置に関する確約	別記第5号様式

2 市長は、前項の事前協議書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、当該特定事業に関し協議すべき事項を取りまとめ、申請予定者に通知するものとする。

3 申請予定者は、前項の規定による通知を受けたときは、協議すべき事項の関係各部署及び関係機関とそれぞれ協議を行い、協議を成立させ、それぞれ書面で協議を了した旨の確認を受けなければならない。

4 申請予定者は、第2項の規定による通知を受けた日から起算して1年を経過する日までに前項の協議を開始しなければならないものとし、同日までに当該協議を開始しない場合は、改めて事前協議書を市長に提出しなければならないものとする。

5 申請予定者は、協議すべき事項の全てについて関係各部署及び関係機関から協議を了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果を取りまとめ、条例第6条第1項の規定による許可の申請の際に同条の申請書にこれを添付しなければならない。

(事前協議の内容の変更)

第4条 事前協議の内容の変更を行おうとする者は、当該変更をしようとする内容について市長と協議を行わなければならない。

2 第3条の規定は、前項の事前協議の内容の変更に係る協議について準用する。

(事前周知)

第5条 条例第8条第1項の規定による事前周知は、次の各号に掲げる者に対して行うものとする。

- (1) 事業区域及びその周辺の地域の自治会等の範囲に存する建築物の所有者、管理者及び居住者等
- (2) 前号に掲げる者のほか、特定事業により影響を受ける者であって、市長が必要と認めたもの

2 申請予定者は、第3条第2項の規定による

通知を受けたときは、速やかに、事業区域の見やすい場所に、事業計画の概要を記載した標識(別記第6号様式)を設置しなければならない。

3 条例第8条第4項の規定による報告は、事前周知結果報告書(別記第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 周知に使用した書類の写し
- (2) 周知を行った地域の範囲を示した図面
- (3) 説明会に係る次に掲げる書類
 - ア 説明会で配布した資料
 - イ 説明会を開催した状況を確認することができる写真
 - ウ 説明会に出席した者の名簿の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 条例第8条第3項の規定による協議は、見解書(別記第8号様式)によるものとする。

5 条例第8条第4項の規定による報告は、協議結果報告書(別記第9号様式)に意見書及び見解書の写しを添付して市長に提出して行わなければならない。

6 申請予定者は、前項の報告書の提出後に事業計画を変更しようとするときは、変更後の事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

7 第1項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。

(意見聴取)

第6条 条例第9条第1項の規定による地元団体等からの意見聴取は、次に掲げる者を行うものとする。

- (1) 事業区域及びその周辺の自治会等又はその代表者
- (2) 事業区域から排出された水が流入する河川(当該河川に接続するかんがい用水路を含む。)の流水を利用する農業者等であつ

て、特定事業の施行に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると市長が認める者が属する農業団体その他関係団体又はその代表者

- (3) 事業区域周辺の森林を管理する団体等又はその代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

2 条例第9条第1項の規定により申請予定者が地元団体等と協議し、双方合意に達したときは、協定書を作成し、その写しを市長に提出するものとする。

(許可の基準等)

第7条 条例第10条第1項第2号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項

ア 事業区域において、切土、盛土、埋土等の造成（以下「造成」という。）を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。

イ 事業区域の土質試験等に基づく地盤の安定計算を行っていること。この場合において、当該地盤の安全を保つための措置を講じる必要があると認められる場合にあつては、当該措置が講じられていること。

ウ 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

エ 排水路、河川その他の排水施設の放流先の施設の能力に応じて必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

(2) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項

ア 事業区域内に生育する木竹を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。

イ 太陽光発電設備の設置に伴う土砂の流出等による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。

ウ 設置工事の施工に使用する工事車両による排出ガスの排出の抑制並びに騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。

エ 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用していること。

オ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台は、周囲の景観に調和した色彩とし、低反射のものを使用していること。

カ 太陽光発電設備に係るパワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備は、周囲の景観に調和した色彩としてしていること。

キ 事業区域が住宅等に近接している場合は、太陽光の反射によるまぶしさを与えないようにするため、植栽、フェンス等の設置その他の必要な措置が講じられていること。

ク 住宅等に隣接してパワーコンディショナーが設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーから生じる騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。

(3) 太陽光発電設備の設計の安全性の確保に関する事項

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請

をした場合にあつては、当該認定を受けているか、又は認定を受けることが確実であると見込まれること。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をしていない場合にあつては、同条第3項の認定における再生可能エネルギー発電施設の設計に関する技術的基準の例による基準に適合したものであること。

(4) 太陽光発電設備の維持管理に関する事項

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、太陽光発電設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。

イ 事業終了後に適切に撤去できるよう計画的に費用の積立を行うこと。

(5) 太陽光発電設備の廃止後の措置に関する事項

ア 太陽光発電設備の廃止後は、速やかに撤去すること。

イ 撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

ウ 事業区域であった土地について、整地・緑化・修景等、自然環境、景観及び防災上必要な措置を行うこと。

(変更の許可の申請の手続等)

第8条 条例第11条第1項の規定による変更の許可の申請は、太陽光発電設備設置変更許可申請書（別記第10号様式）により行うものとする。

2 条例第14条第1項の規定による地位の承継は、事業承継申請書（別記第11号様式）により行うものとする。この場合において、第2条第2項第3号から第8号までに掲げる書類を提出しなければならない。

(着手の届出)

第9条 条例第12条の規定による届出は、工事着手届（別記第12号様式）により行わなければならない。

(工事完了の検査の申請)

第10条 条例第13条第1項の検査を受けようとする者は、工事完了検査申請書（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による通知は、工事検査済通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

(廃止の届出)

第11条 条例第19条第1項の規定による届出は、発電事業廃止届（別記第15号様式）により行わなければならない。

(身分証明書)

第12条 条例第20条第2項の証明書は、身分証明書（別記第16号様式）とする。

(公表)

第13条 条例第22条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示、公報への掲載その他の方法により行うものとする。

(1) 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

(2) 住所（法人にあつては、その主たる事業所の所在地）

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

(宛先)
亀岡市長

年 月 日

住所
氏名

④
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名、
電話番号〕

太陽光発電設備設置許可申請書

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業区域（事業区域を複数の工 区に分けたときは、事業区域及 び工区）の所在地及び面積	
想定発電出力 kW	
事業者	住所 氏名 電話番号
設計者	住所 氏名 電話番号
工事着手予定年月日	年 月 日
工事予定期間	工事着手日から 日間
事業に関わる関係法令等	

第2号様式（第2条関係）

役員一覧表

役職	ふりがな 氏名	住所	生年月日

第3号様式 (第2条関係)

年 月 日

欠格要件非該当誓約書

(宛先)

亀岡市長

事業者

住所氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

㊤

電話番号

第4号様式 (第3条関係)

(表面)

年 月 日

(宛先)

亀岡市長

住所氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

㊤

電話番号

事前協議書

私(私たち)は、亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第10条第1項第1号アからウまでのいずれにも該当しないことを誓約します。なお、特定事業の許可の可否の決定のため、亀岡市が必要とする場合は、私(私たち)が同号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、亀岡市が警察等関係機関に照会することを承諾します。

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり協議します。

想定発電出力	kW
事業区域(事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区)の所在地及び面積	
事業に関わる法令等	
事業者	住所 氏名 電話番号
設計者	住所 氏名 電話番号

第5号様式（第3条関係）

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

住所氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名
〕
電話番号

太陽光発電設備の用途廃止後における措置に関する確約

年 月 日に発電事業を開始する予定である次の場所に所在する太陽光発電設備について、その発電事業を廃止する際には、再生可能エネルギー発電事業計画策定時に立案した「発電事業終了後の太陽光発電設備の適正な撤去及び処分計画」に基づき、その用途廃止後における太陽光発電設備の撤去及び処分を適正に行い、かつ、設備設置用地の跡地利用に関する計画を策定して履行することに関する確約をします。

太陽光発電設備の所在地

(裏面)
関係書類

事業計画書	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
	現場管理者の氏名及び住所
	設置工事の着手予定日及び完了予定日
	事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積
	設置工事の設計
	防災上の措置に関する計画
	良好な自然環境等の保全に関する計画
	設置工事の施工に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画
	資材、廃材等の管理に関する計画
	既存の道水路等の管理に関する計画
	太陽光発電設備の設置の場所、出力、管理の方法その他太陽光発電設備に関する事項
	特定事業の施行に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項
	特定契約を締結する場合にあっては、その締結の時期
位置図	
設計説明書	
公共施設一覧表	
公図の写し	
区域内権利者一覧表	
隣接土地所有者一覧表	
安定計算書	
水理計算書	
構造計算書	
現況写真	
現況平面図	
土地利用計画図	
造成計画平面図	
造成計画断面図	
雨水排水計画平面図	
構造図	
用途廃止後における措置に関する確約	

第6号様式（第5条関係）

太陽光発電設備設置事業の計画の概要の表示	
事業区域の所在地	亀岡市
事業区域の面積	平方メートル
想定発電出力	kW
設置者	住所 氏名 電話番号
	住所 氏名 電話番号
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
年 月 日 設置	

※縦、横ともに90センチメートル以上とする。

第7号様式（第5条関係）

(宛先)
亀岡市長

年 月 日

住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号

事前周知結果報告書

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第8条第4項の規定により、次のとおり報告します。

事業区域の所在地及び面積	
周知の方法	
説明会の開催日時及び場所	
説明会の出席者数	周辺住民等 人
説明会の概要	
出席者の意見	
出席者の意見に対する措置	
上記のとおりであることを確認する。	
年 月 日	周辺住民等の代表者 住所 役職名・氏名

※周辺住民等の代表者の住所・役職名・氏名については、自筆であること。

第8号様式（第5条関係）

年 月 日

様

(宛先)
亀岡市長

第9号様式（第5条関係）

年 月 日

住所氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

住所氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

見 解 書

協議結果報告書

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第8条第3項の規定により、次のとおり見解を示します。

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第8条第4項の規定により、次のとおり報告します。

事業区域の所在地及び面積	
周知に係る措置を講じた日時	
意見の要旨	
意見に対する見解	

事業区域の所在地及び面積	
協議を行った日時及び場所	年 月 日
協議の結果	
出席者の意見	
出席者の意見に対する措置	
上記のとおりであることを確認する。	
年 月 日	
意見の申出者（申出者が複数である場合は、その代表者） 住所氏名	

※意見の申出者の住所・氏名については、自筆であること。

第10号様式（第8条関係）

年 月 日

(宛先)
亀岡市長

住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

太陽光発電設備設置変更許可申請書

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	亀岡市指令 第 号
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
添付書類		

第11号様式（第8条関係）

年 月 日

(宛先)
亀岡市長

住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

事業承継申請書

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	亀岡市指令 第 号
承継の対象となる 許可太陽光発電計画	事業区域の所在地	
	発電開始の有無	<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後 (運転開始年月日 年 月 日)
承継の内容	承継年月日	
	被承継者 氏名又は名称	
	住所	
	原因	
添付書類		

第12号様式(第9条関係)

年 月 日

(宛先)

亀岡市長

住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

第13号様式(第10条関係)

年 月 日

(宛先)

亀岡市長

住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

工事着手届

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	亀岡市指令 第 号
着手年月日	年 月 日	
完了予定年月日	年 月 日	
事業者	住所 氏名 電話番号	
添付書類		

工事完了検査申請書

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき検査を受けたので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	亀岡市指令 第 号
工事完了年月日	年 月 日	
事業者	住所 氏名 電話番号	
添付書類		

第14号様式（第10条関係）

年 月 日

様

亀岡市長

印

工事検査済通知書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で許可した特定事業に係る

設置工事について、年 月 日に検査を実施したところ、当該許可の内容に

適合していると認められるので、亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第13

条第2項の規定により通知します。

第15号様式（第11条関係）

年 月 日

(宛先)
亀岡市長

住所氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

発電事業廃止書

発電事業を廃止しますので、亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第19条
第1項の規定により、次のとおり報告します。

廃止する太陽光発電設備の所在地	
廃止予定年月日	年 月 日
太陽光発電設備の撤去及び処分方法	
跡地利用計画の概要	

第16号様式（第12条関係）

		第 号
写真	身分証明書	
割印	所属 氏名 生年月日	年 月 日生
上記の者は、亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第20条第1項の規定 による立入調査を行う者であることを証明する。		
年 月 日		
亀岡市長		印

※裏面に条例の規定中立入検査について定められた条項を抜粋して記載するものとする。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第20号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年亀岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「105,290円」を「165,150円」に、「57,190円」を「70,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,650円」を「82,580円」に、「28,600円」を「35,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償

の額については、なお従前の例による。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第36号

亀岡市移住・定住促進施設の使用料について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
株式会社一休
東京都港区赤坂3-3-3 住友生命
赤坂ビル 6F
楽天株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリームゾンハウス
京都クレジットサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路
町731番地
京銀カードサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路
町731番地
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
亀岡市移住・定住促進施設使用料
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成31年4月1日から
平成32年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第37号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方の名称及び住所
株式会社ちいおりアライアンス
徳島県三好市東祖谷釣井209
- 2 委託した収納事務
亀岡市移住・定住促進施設使用料の収納
事務
- 3 委託期間
平成31年4月1日から
平成32年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
 - (1) 楽天株式会社
東京都世田谷区玉川1-14-1
楽天クリムゾンハウス
 - (2) SBペイメントサービス株式会社
東京都港区東新橋1丁目9番2号
汐留住友ビル25階
 - (3) 京都クレジットサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町
731番地
 - (4) 京銀カードサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町
731番地
 - (5) ベリトランス株式会社
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成31年4月1日から
平成32年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方の名称及び住所
 - (1) 楽天株式会社
東京都世田谷区玉川1-14-1
楽天クリムゾンハウス
 - (2) 株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 2 委託した収納事務
寄附金の収納事務
- 3 委託期間
平成31年4月1日から
平成32年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第40号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
亀岡市市税
(市府民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
京都市下京区西七条掛越町65番地 公益社団法人京都府獣医師会 会長理事 清水 弘司	狂犬病予防注射済票交付事務手数料

2 委託の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第43号

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第58号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条第2号中「55,000円」を「35,000円」に、「330,000円」を「210,000円」に改める。

別記第1号様式中「55,000円」を「35,000円」に、「330,000円」を「210,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱第4条の規定は、平成31年4月1日以降に交付申請のあった補助金について適用し、平成31年3月31日以前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第44号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、平成31年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 一般廃棄物の処理量の見込み

(1) ごみ

ア 燃やすごみ	18,734 t / 年 * 1
イ 埋立てごみ	1,424 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	349 t / 年
エ 資源ごみ	
(ア) カン類	226 t / 年
(イ) ビン類	426 t / 年
(ウ) ペットボトル	156 t / 年
(エ) スプレー缶	21 t / 年
(オ) プラスチック製容器包装	693 t / 年
(カ) 使用済小型家電	5 t / 年
(キ) 使用済乾電池	4 t / 年
(ク) 廃蛍光管	2 t / 年
(ケ) 生ごみ・食用油	5 t / 年
(コ) 新聞・雑誌・段ボール・古布	2,382 t / 年
(2) 犬、猫等の死体	315体 / 年
(3) し尿及び汚泥	
ア し尿	4,494kl / 年
イ 浄化槽汚泥	4,017kl / 年

- * 1 重複カウントになるため、燃やすごみから、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物の見込量及びプラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いています。
- * 2 重複カウントになるため、埋立てごみから、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物及びカン類・ビン類・プラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いています。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
燃やすごみ	家庭系	(公財) 亀岡市環境事業公社 (委託、以下同じ)	焼却/桜塚クリーンセンター (直営、以下同じ)	残渣埋立/大阪湾広域 臨海環境整備センター神戸 沖埋立処分場及び 大阪沖埋立処分場(委託、 以下同じ)	
	事業系	許可業者※下記のとおり			
埋立てごみ	家庭系	(公財) 亀岡市環境事業公社	/	埋立/エコトピア亀岡(直 営、以下同じ)	
		許可業者			
粗大 ごみ	可燃性	家庭系	破砕/エコトピア亀岡、 焼却/桜塚クリーンセンター	残渣埋立/エコトピア亀岡、 大阪湾広域臨海 環境整備センター神戸 埋立処分場及び大阪 沖埋立処分場	
		事業系			許可業者
	不燃性	家庭系	(公財) 亀岡市環境事業公社	資源化/民間処理施設 (委託、以下同じ)	残渣埋立/民間最終処 分場、エコトピア亀岡
			許可業者		

資源ごみ	カン類	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ ^ア 亀岡	残渣埋立/エコビ ^ア 亀岡、資源化/民間処理施設
	ビン類	(公財)亀岡市環境事業公社	選別/エコビ ^ア 亀岡	残渣埋立/エコビ ^ア 亀岡、資源化/公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(委託、以下同じ)・民間処理施設
	ペットボトル	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/民間処理施設	資源化/民間処理施設
		委託業者		
	スプレー缶	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ ^ア 亀岡	残渣埋立/エコビ ^ア 亀岡、資源化/民間処理施設
	プラスチック製容器包装	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/民間処理施設	残渣埋立/エコビ ^ア 亀岡、焼却/桜塚クリーンセンター、資源化/公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
	使用済小型家電	委託業者		資源化/民間処理施設
	使用済乾電池	(公財)亀岡市環境事業公社		資源化/民間処理施設
	廃蛍光管	委託業者		資源化/民間処理施設
	生ごみ・食用油	民間業者		
新聞・雑誌・段ボール・古布	民間業者			

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者〔種別/一般廃棄物(ごみ)〕大田産業(株)、(株)カンボ、南丹清掃(株)、松波商店、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ、(株)クリーンプラン

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)亀岡市環境事業公社、南丹清掃(株)(委託)	脱水・焼却/京都中部クリーンセンター	残渣埋立/大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者〔種別/浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

3 ごみ処理実施計画

(1) こどもたちに美しいふるさと亀岡を残すための活動の支援

- ① ごみ減量・資源化の市民活動を支援する体制の充実
 - ア 美化活動や環境保全活動に取り組む団体や地域コミュニティの支援
 - イ 地域のコミュニティなどによる資源化・分別排出の取り組みの支援
- ② 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

- ア 環境配慮型イベントの推進
 - イ 環境学習の場の提供
 - ウ 小中学校における環境教育の強化
 - エ 就学前教育の充実
- ③ ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援
- ア 誰もがわかるごみ分別情報の提供
 - イ 環境ポスター・標語等の募集
 - ウ 高齢者等のごみだし困難世帯の見守り支援
- (2) 2R（リデュース／排出抑制、リユース／再使用）の強化
- ① 生活系ごみの2Rに向けた取り組み
- ア 家庭から排出される食品廃棄物などの減量
 - イ 環境家計簿の普及拡大
 - ウ ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣の普及に向けた環境の整備
 - エ 不用品交換会の実施
- ② 事業系ごみの2Rに向けた取り組み
- ア 市役所の事業系一般廃棄物管理票の導入
 - イ 排出者責任を浸透させる啓発活動
 - ウ 事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）の義務化（条例制定など）の検討
 - エ 環境マネジメントシステムの導入支援
 - オ 多量排出事業者の届出制度（条例制定など）の検討
 - カ 紙ごみ搬入禁止（条例制定など）の検討
 - キ クリーンセンターにおける搬入指導の実施
 - ク 事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握
 - ケ 事業者から排出される食品廃棄物減量の取り組み
- (3) 取り組みやすい資源化システムの構築
- ① 市民が取り組みやすい資源化システムの構築
- ア 公共施設における拠点回収の拡充
 - イ 事業者が提供する資源ごみ回収拠点の支援
 - ウ イベント回収の実施
- ② 事業者が取り組みやすい資源化システムの構築
- ア 事業者による古紙の資源化の拡大
 - イ 剪定枝等の堆肥化の推進
- ③ 中間処理等の充実による資源化システムの構築
- ア 中間処理施設（民間）の活用による資源回収
 - イ 焼却灰のリサイクルの検討
 - ウ 生ごみ等のバイオマス利用の検討
 - エ 剪定枝や落葉等の堆肥化の推進

- (4) ごみの適正処理に向けた体制・仕組みの整備
- ① 収集・運搬体制の充実に向けた取り組み
 - ア 生活系ごみの公益法人等による収集・運搬の継続
 - イ 収集体制等の効率化
 - ② 受益者負担の適正化の取り組み
 - ア 事業系のごみ処理手数料の見直し
 - イ 家庭系のごみ処理手数料（亀岡市指定ごみ袋の料金含む。）の見直し
 - ③ 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備
 - ア 適正処理困難物に対する体制の整備
 - イ 廃蛍光管や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備
 - ④ 最終処分体制の充実に向けた取り組み
 - ア 第3期大阪湾フェニックス計画への参加
 - ⑤ 計画の着実な履行に向けた取り組み
 - ア ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価
- (5) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策の強化
- ① 不法投棄対策の強化
 - ア 不法投棄に対する監視活動の強化
 - イ 捜査機関などの関係機関との連携強化
 - ② 災害廃棄物対策の点検・見直し
 - ア 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
 - イ 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）

関連施設の概要

- ① 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）
 - 〔形式及び公称能力等〕
 - カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0 t／6 h）
 - ビン類：ストックヤード（カレット）208.8 m³（W24m×L6m×H1.45m）
 - プラスチック製容器包装：ストックヤード 222.39 m²
 - ペットボトル：ストックヤード 38.91 m²
 - 使用済小型家電：ストックヤード 32.89 m²
- ② 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）
 - 〔形式及び公称能力等〕
 - 磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎機（4.9 t／5 h）

4 収集・運搬計画

種類及び区分			収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすごみ	家庭系		12,288 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
	事業系		6,191 t		戸別	随時	
埋立てごみ	家庭系		1,253 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (埋立処分場)
粗大ごみ	可燃性	家庭系	141 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡 (破砕処理施設)
	不燃性	家庭系	50 t		戸別	随時	エコトピア亀岡 (保管施設)
資源ごみ	カン類		226 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (資源化施設及び保管施設)
	ビン類		426 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	ペットボトル		156 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
					拠点	随時	民間処理施設
	スプレー缶		21 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (資源化施設及び保管施設)
	プラスチック製 容器包装		693 t	市内全域	ステーション	週1回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	使用済小型家電		5 t	市内全域	拠点	随時	エコトピア亀岡 (保管施設)
	使用済乾電池		4 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	廃蛍光管		2 t	市内全域	拠点	随時	民間処理施設
	生ごみ・食用油		5 t	—	戸別	随時	民間処理施設
新聞・雑誌・段ボール・古布		2,382 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設	

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	准連続燃焼式
	公称能力	120 t/日 (60 t/炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	12,288 t/年
	許可業者	6,191 t/年
	その他	532 t/年
残渣の量及び処分方法		2,600 t/年 (海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物の見込量である。

6 最終処分計画

(1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	13,740㎡
	埋立容量	77,920㎡
	残余容量	38,109㎡
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	1,225 t /年
	許可業者	28 t /年
	その他	190 t /年
年間埋立容量		2,383㎡
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

(2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,600 t /年

7 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

区分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、蕨田野町の各一部又は全部	72,750人
特定環境保全公共下水道	保津町	1,688人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	7,703人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	53人
浄化槽	市内全域	5,943人
その他（委託業者）	市内全域	3,254人

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	4,494Kl/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	4,017Kl/年	随時	戸別	市内全域

イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	京都中部クリーンセンター
	所在地	南丹市八木町室河原大見谷47番地
	処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理＋焼却
	公称能力	94kl/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	4,494kl/年
	許可業者	4,017kl/年
脱水汚泥・残渣の発生量及び処分方法		42 t (船井郡衛生管理組合)

処理施設の概要	施設名	半国浄化センター（農業集落排水処理施設）
	所在地	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地他
	処理方式	オキシデーション・ディッチ方式
	公称能力	276m ³ /日
脱水汚泥の発生量及び処分方法		36 t (三重県の民間業者に委託)

ウ 最終処分計画

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	78 t/年

「揭示済」

亀岡市告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を別紙のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

会社名等	住 所	電話番号
中井商店	亀岡市余部町古城21番地	22-0012
本間煙草店	亀岡市余部町中条21番地	22-2839
セブーンイレブン亀岡余部店	亀岡市余部町天神又8-6	22-7665
ローソンガレリアかめおか前店	亀岡市余部町樋又82番1号	22-2505
NPO 法人自立支援センターかめおか太陽共同作業所	亀岡市余部町樋又61番地	25-5399
亀岡メンテナンス㈱	亀岡市荒塚町2丁目4番12号	24-6777
南丹清掃㈱	亀岡市荒塚町2丁目14番10号	22-4488
服部タバコ店	亀岡市荒塚町1丁目5番5号	22-2199
㈱マツモト荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ヶ嶋6番地	22-8588
畑荒物店	亀岡市内丸町28番地	22-0351
リカーショップハラダ	亀岡市宇津根町土井ノ内36番地5	24-2788
セブーンイレブン亀岡駅前店	亀岡市追分町大堀54番1	22-2525
加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9	22-1403
亀岡商業協同組合ふれ愛エコステーション	亀岡市追分町馬場通19番地2 プティ会館2F	22-6161
(同) 西友亀岡店	亀岡市追分町馬場通15番地1	24-0111
ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13	23-8356
㈱マルセン亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5	22-0230
ファミリーマート亀岡追分町店	亀岡市追分町藪ノ下11番5	21-1226
㈱ウエダ本社	亀岡市河原町77番地	22-1890
㈱ウエダ家電店	亀岡市河原町200番地16	22-3082
黒田食料品店	亀岡市河原町34番地	22-0122
㈱マルセン河原町店	亀岡市河原町3番地	22-0051
山口電機㈱本店	亀岡市河原町169番地	22-0837
ファミリーマート亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1	29-5036
㈱栄広堂	亀岡市河原町24番地	22-0146
協同組合 亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号	24-1414
ドラッグユタカ亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地	22-5009
イオンリテール㈱イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地	22-3113
ローソン亀岡駅前店	亀岡市古世町西内坪10番7	22-6051
㈱桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地	22-0233
㈱アヤハディオ亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号	25-4646
サークルK亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号	29-6301
㈱サンフェステ業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号	21-1780
矢田の里	亀岡市下矢田町君塚16	21-0154
㈱桂商店中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地	22-3044
㈱マツモト中央店	亀岡市西堅町61番地1	24-3811
ローソン亀岡西町店	亀岡市西町41番地	25-5886
ミゾツラ電器	亀岡市旅籠町31番地	22-5856
成田米穀	亀岡市旅籠町32番地	22-0518
神田彰栄堂	亀岡市三宅町1丁目2番2号	24-3720
大道建具店	亀岡市三宅町40番地	22-4792
加地荒物店	亀岡市安町24番地37	22-0210
亀岡市役所内母子会売店	亀岡市安町野々神8番地	22-3131(代)
亀岡米穀㈱	亀岡市安町33番地	22-0919
㈱くらしの店丹和	亀岡市安町17番地	22-4147

会社名等	住 所	電話番号
マンマル産業(株)	亀岡市安町25番地	22-0572
(株)ハートフレンドフレスコ亀岡安町店	亀岡市安町釜ヶ前89	29-6801
フードショップイシダ	亀岡市東別院町東掛岩脇4番地	27-2009
東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1	27-2001
中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地	27-2521
きく屋	亀岡市西別院町柚原北谷9番地	27-2253
上田食料品店	亀岡市曾我部町穴太裏条2番地	22-5429
ミニストップ亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚54番地	25-4628
セブン-イレブン亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚22番地1	22-7721
福知商店	亀岡市曾我部町犬飼古道11番地6	22-0621
岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18	23-4130
オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51	23-6945
木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11	22-0753
ファミリーマート亀岡曾我部町店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1	24-2302
ローソン京都学園大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12	22-7008
原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1	22-2208
吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地	25-2361
吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地	22-0196
魚繁石野商店	亀岡市蕨田野町太田油田3番地	22-0654
栗山商店	亀岡市蕨田野町奥条門田36番地	23-2076
小瀬甘開堂	亀岡市蕨田野町佐伯浦亦29番地	22-0652
社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市蕨田野町佐伯大門30番地1	24-2596
(株)大多商店	亀岡市蕨田野町佐伯西ノ辻40番地	22-0641
ローソン亀岡ひえだの町店	亀岡市蕨田野町佐伯浦亦15番地1	24-3223
蕨田野町自治会	亀岡市蕨田野町佐伯西ノ辻9番地1	22-3840
本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地	26-3001
中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地	26-3088
ファミリーマート亀岡本梅町店	亀岡市本梅町中野大向8-4	26-6031
かね新商店	亀岡市本梅町西加舎佃23番地	26-3012
奥村酒店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地	26-3019
畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	28-2752
Yショップ山内商店	亀岡市畑野町広野高橋17番地2	28-3275
社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21	26-5434
宮本酒店	亀岡市宮前町猪倉猪尻11番地2	26-2586
森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地	26-2199
柿谷食料品店	亀岡市宮前町宮川平岩19番地	26-2569
西田食料品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2	26-2028
ファミリーマート亀岡宮前町店	亀岡市宮前町宮川稲荷111-3	26-6055
東本梅町自治会	亀岡市東本梅町赤熊蟻間野35-1	26-2504
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金枝柿木原4番地1	22-7571
谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号	24-0003
(株)マツモト大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号	24-5858
大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号	22-0157
ミニストップ亀岡大井町土田店	亀岡市大井町土田3丁目5番3号	24-7234
シミズ薬品(株)ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号	29-2624
(株)おくむら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号	24-4387
ふくしま	亀岡市大井町並河2丁目11番36号	23-9477

会社名等	住 所	電話番号
全国農業協同組合連合会京都府本部 農業の店亀岡	亀岡市大井町並河2丁目1番6号	25-8020
ファミリーマート亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目2番3号	29-5979
セブンイレブン亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号	22-7100
㈱ユニス セブンイレブン亀岡大井店	亀岡市大井町並河2丁目2番5号	23-0704
㈱さとう フレッシュバザール亀岡店	亀岡市大井町並河坂井6番地	25-3310
(有)プレミアム セブンイレブン亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目5番10号 108号	25-0696
ドラッグユタカ千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6	24-5088
(有)さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号	22-3123
㈱マツモト千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	24-8128
永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田6番地	22-5308
㈱サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3	22-8176
ファミリーマート亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田4番地2	21-2350
クスリキリン堂亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田4番地14	21-1060
浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号	23-1150
ローソン亀岡千代川店	亀岡市千代川町千原2丁目12番1号	21-2203
美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号	24-0720
かどや百貨店	亀岡市馬路町住吉15番地6	23-5266
(有)橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7	22-1135
馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1	22-0661
中川商店	亀岡市馬路町前ノ側2番地	22-0686
中沢商店	亀岡市馬路町万年4番地5	23-6246
ファミリーマート亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取2番地2	29-6031
旭町自治会	亀岡市旭町年角2番地	22-5533
川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1	24-5440
千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	22-0682
主原商店	亀岡市千歳町毘沙門西条15番地	24-3095
河原林町自治会	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1	22-0120
吉田商店	亀岡市保津町上火無28番地43	24-2021
保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内5番地	22-0810
ファミリーマート亀岡保津町店	亀岡市保津町下大年3番57	21-1057
魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上18番地	22-0143
かさや木村商店	亀岡市保津町宮ノ上13番地	22-0323
タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町沢目5番地	22-0278
セブンイレブン亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1	23-1202
セブンイレブン亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1	24-2405
スマイリングかめおか	亀岡市篠町馬堀南垣内2番地37 モールショップ馬堀内	24-5065
㈱マツモトうまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2	23-2266
ローソン亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内4番地3	29-2005
㈱石野商店	亀岡市篠町柏原町頭4番地	22-0746
井内商店	亀岡市篠町篠中北裏6番地	22-0754
くすり光琳	亀岡市篠町篠野田10番地39	22-5586
(有)隅田農園 隅田酒店	亀岡市篠町篠上中筋28番29番合地	22-0116
サークルK亀岡篠町店	亀岡市篠町篠下西裏41番地1	29-5772
㈱スギ薬局ジャパン亀岡店	亀岡市篠町浄法寺松岡2番地3	24-4232
ローソン亀岡頼政塚店	亀岡市篠町浄法寺中村2番地1	20-8621
シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村3番地1	29-2625
㈱ハートフレンドフレスコ亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村4番地1	29-6661

会社名等	住 所	電話番号
ローソン亀岡つつじヶ丘店	亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷28-1	21-1870
アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又11番地1	25-4111
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1	29-6703
竹茂商店	亀岡市篠町広田1丁目13番8号	23-4863
(株)酒井商店広田店	亀岡市篠町広田3丁目7番1号	23-8467
(株)酒井商店見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号	23-8022
かっぱや	亀岡市篠町見晴5丁目1番1号	24-1215
山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号	24-8130
(株)サンフェステ業務スーパー篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号	29-5686
(有)桂商店西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号	24-6800
西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号	23-2444
(株)黒川西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目24番1号	22-0077
セブンイレブン亀岡西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目49番2号	22-5520
(有)ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号	23-9996
(株)マツモトピアタウン	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番3号	25-2358
リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号	24-8639

「揭示済」

亀岡市告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地・住所	団体等名称	職名・氏名
亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）第2条第1項第25号に定める手数料	東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構	理事長 吉本 和彦
亀岡市手数料徴収条例第2条第1項第29号に定める手数料	東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構	理事長 吉本 和彦

2 委託期間

平成31年4月1日から
平成32年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第47号

亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱（平成25年亀岡市告示第156号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条第6項を次のように改める。

6 申請者は、第1項に定める亀岡市本人通知制度登録申請書を、環境市民部市民課その他市長が認める場所に提出するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第48号

亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱（平成12年亀岡市告示第111号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第7号中「該当する者（）」の次に「被保険者均等割及び世帯別平等割については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成31年度分の保険料から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第49号

亀岡市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱（平成24年亀岡市告示第91号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第6条第1項第2号中「10分の11」を「1,000分の1,155（ただし、平成30年1月1日から同年9月30日までの間については10分の11、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間については885分の990、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間については870分の990とする。）」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第50号

心身障害児（者）に係る補装具補助金交付要綱（昭和51年亀岡市告示第42号）は、廃止する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第51号

亀岡市高齢者介護予防拠点活動支援事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第52号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託先

名 称	所在地
株式会社 やまざき商店	亀岡市北町19番地
有限会社 さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
株式会社 南丹社	亀岡市安町小屋場61番地3
BOOKS はあぶ	亀岡市追分町馬場通21番地15
一般社団法人 亀岡市観光協会	亀岡市追分町谷筋25番地30

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金
「亀岡の行事と行事食」

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第53号

亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄移植等の医療行為により、過去に接種済みの定期予防接種の抗体を失った者が任意で再度の予防接種（以下「再接種」という。）を受ける場合に要する費用について、感染症のまん延防止及び保護者の負担軽減を図るため、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件全てに該当するもの（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 再接種日において市内に住所を有する20歳未満の者
- (2) 骨髄移植等の医療行為により、定期予防接種として接種済みのワクチンの抗体を失ったため、再接種の必要があると医師に判断された者

(対象となる再接種)

第3条 助成金の交付対象となる再接種は、次に掲げる要件全てに該当するものとする。

- (1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）

第2条第2項に規定するA類疾病のうち、医師の指示により再接種を行うもの

- (2) 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に基づき、適正に再接種されたもの

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、当該再接種の費用として医療機関から請求のあった額とする。ただし、本市が締結している予防接種の実施に係る委託契約における委託料の額を上限とする。（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする対象者は、「亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付申請書」（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄移植等の医療行為を担当した医師（以下「主治医」という。）の意見書（別記第2号様式。以下「意見書」という。）
- (2) 母子手帳その他の骨髄移植等の医療行為を受けるまでの予防接種の履歴が確認できるもの

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、「亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付（不交付）決定通知書」（別記第3号様式。以下「決定通知書」という。）により当該申請を行った対象者に通知するものとする。

(実施方法)

第7条 再接種を受けるに当たっては、対象者は主治医と事前に十分に話し合い、その指示に従うこと。また、主治医は再接種を実施する医療機関と事前に連絡及び調整に努めること。

2 決定通知書を受けた対象者は、主治医の指示に従い、医療機関（国内に所在するものに限る。）において、意見書の写しを提出の上、第3条に定める再接種を受け、当該再接種に要した費用を当該医療機関に支払うものとする。

（実績報告）

第8条 対象者は、再接種を受けた日以降の最初の3月31日までに、「亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種実績報告書」（別記第4号様式）を提出しなければならない。

（確定通知）

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合には、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付額の確定を行い、「亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金確定通知書」（別記第5号様式）により対象者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第10条 対象者は、前条の通知を受けた日以降の最初の3月31日までに、「亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金請求書」（別記第6号様式。以下「請求書」という。）に、次の各号に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 再接種の事実が確認できる書類等の写し（母子健康手帳の写し等）
- (2) 医療機関が発行する再接種費用の領収書（被接種者の氏名、予防接種の種類、再接種日、金額及び医療機関名が記載されているもの）

2 市長は、前項に規定する請求書の提出を受けた場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに請求者に対し、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、虚偽その他の不正な手段によりこの要綱に基づく助成金の交付を受けた者に対して、本市が交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

（準備行為）

- 2 交付の申請その他助成を受けるために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別記第1号様式(第5条関係)

亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

被接種者との続柄

亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり助成金の交付を申請します。

被接種者氏名	生年月日	(和暦) 年 月 日
被接種者住所	〒 亀岡市	
再接種を行う予防接種の種類	・ BCG ・ ヒブ ・ 小児肺炎球菌 ・ B型肝炎 ・ ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ : 1期初回(1回目・2回目・3回目)・追加接種 ・ ジフテリア・百日せき・破傷風 : 1期初回(1回目・2回目・3回目)・追加接種 ・ ジフテリア・破傷風 : 1期初回(1回目・2回目・3回目)・追加接種 ・ 不活化ポリオ(単独) : 1期初回(1回目・2回目・3回目)・追加接種 ・ 麻しん・風しん(MR) : 1期・2期 ・ 麻しん(単独) : 1期・2期 ・ 風しん(単独) : 1期・2期 ・ 水痘 : 1回目・2回目 ・ 日本脳炎 : 1期初回(1回目・2回目)・1期追加・2期追加 ・ 子宮頸がん : 1回目・2回目・3回目	
接種予定日	年 月 日	
接種予定医療機関	(医療機関名) (住所) (電話番号)	

第2号様式(第5条関係)

(表面)

亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成に係る意見書

骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の抗体を失った下記については、再度接種する必要があります。この度、当該再接種が可能な状態と判断します。

なお、再接種の必要性及び副作用については十分に説明し、本人も了承しています。

(ふりがな) 氏名	() 性別 男・女	生年月日	年 月 日
住所	〒		
接種済みの予防接種の効果が期待できないと判断する理由及び治療の経過等	(主治医記入欄) 疾病の名称、その他必要な情報を記入してください。 (疾病の名称) (治療の経過) ① 移植等を受けた日 年 月 日 ② GVHDの有無 ③ 免疫抑制剤の使用状況 ④ その他特記事項		
再接種を行う予防接種の種類	(主治医記入欄) ・ BCG : 1回 ・ ヒブ : 初回接種(1回目・2回目・3回目)・追加接種 ・ 小児肺炎球菌 : 初回接種(1回目・2回目・3回目)・追加接種 ・ B型肝炎 : 1回目・2回目・3回目 ・ ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ : 1期初回(1回目・2回目・3回目)・追加接種 ・ ジフテリア・百日せき・破傷風 : 1期初回(1回目・2回目・3回目)・追加接種 ・ ジフテリア・破傷風 : 1期初回(1回目・2回目・3回目)・追加接種 ・ 不活化ポリオ(単独) : 1期・2期 ・ 麻しん・風しん(MR) : 1期・2期 ・ 麻しん(単独) : 1期・2期 ・ 風しん(単独) : 1回目・2回目 ・ 水痘 : 1期初回(1回目・2回目)・1期追加・2期追加 ・ 日本脳炎 : 1期初回(1回目・2回目)・1期追加・2期追加 ・ 子宮頸がん : 1回目・2回目・3回目		
※該当する予防接種を○で囲んでください。			

第3号様式(第6条関係)

(裏面)

号 日
第 年 月

様

亀岡市長 印

接種予定医療機関 ※再接種を実施する 予定の医療機関を ご記入ください。	(主治医記入欄) 医療機関名 連絡先 紹介の有無(有・無)	記載年月日: 年 月 日
医療機関名 医療機関所在地 電話番号	医師氏名	印

亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に
係る再接種費用助成金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市骨髄移植等の医療行為により定
期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付申請について、亀岡市骨髄移植等
の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付要綱第6条の
規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 交付
交付対象となる予防接種

交付予定金額 円

- 2 不交付
理由

注 1 虚偽その他不正な手段により交付を受けた場合、本市が交付した助成金の全部又は一部の返
還を命ずることがあります。

2 本決定の有効期限は、決定日以降の最初の3月31日までとなります。

第5号様式(第9条関係)

第 年 月 日
号 日

様

亀岡市長 印

第4号様式(第8条関係)

亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種実績報告書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

〒 住所

氏名 (印) (氏名は、受取人(口座名義人)としてください。)

亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金確定通知書

年 月 日付けで報告のありました亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金について、亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

記

予防接種項目	接種年月日	自己負担額
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

交付対象となる予防接種

交付金額 円

注 虚偽その他の不正な手段により交付を受けた場合、本市が交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

第6号様式（第10条関係）

亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金請求書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

〒
住所

氏名 ㊟
(氏名は、受取人（口座名義人）としてください。)

下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

ただし、亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金として

振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合
	支店名	支店
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	右づめで記入してください
	口座名義人	(フリガナ)

「揭示済」

亀岡市告示第54号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を指定したので、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第6項の規定により告示し、指定に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定区域の名称及び土地の区域

馬路地区（亀岡市馬路町、河原林町河原尻、千歳町千歳 地内）

河原林町河原尻地区（亀岡市河原林町河原尻、千歳町国分 地内）

河原林町勝林島地区（亀岡市河原林町勝林島 地内）

2 許容する予定建築物の用途

馬路地区

[開発行為]

- (1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
- (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
- (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店

舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他

これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

[建築行為]

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の

規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。)

(2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅(その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。)

(3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅(〔開発行為〕(1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあっては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。)

(4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅(その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。)

(5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)

(6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営む

パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)

(7) 診療所

(8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル(用途を変更する場合にあっては150平方メートル)以内のもの

(9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル(用途を変更する場合にあっては150平方メートル)以内のもの

(10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの(用途を変更する場合に限る。)

河原林町河原尻地区

〔開発行為〕

(1) 自己の居住の用に供する専用住宅(その敷地面積が200平方メートル以上のものに限る。)

(2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅(その敷地面積が200平方メートル以上のものに限る。)

(3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計

が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

[建築行為]

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（新築の場合にあってはその敷地面積が200平方メートル以上のものに限る。）

- (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼

用住宅（新築の場合にあっては敷地面積が200平方メートル以上のものに限る。）

- (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の

床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

- (7) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

河原林町勝林島地区

[開発行為]

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合に

あっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

[建築行為]

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
 - (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（新築の場合にあっては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
 - (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
 - (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
- イ アの農産物を材料とする料理の提供

を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

(5) 診療所

(6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(8) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第55号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01312	才ノ溝下垣内7号線	亀岡市上矢田町下垣内3番5先	亀岡市中矢田町才ノ溝18番4先
09038	東神前3号線	亀岡市宮前町神前一本木1番2先	亀岡市宮前町神前堂ヶ峠21番2先
12143	小林1号線	亀岡市千代川町小林北ノ田49番7先	亀岡市千代川町小林美都路32番先
12144	小林2号線	亀岡市千代川町小林北ノ田21番先	亀岡市千代川町小林北ノ田13番21先
12145	小林3号線	亀岡市千代川町高野林腰前6番1先	亀岡市千代川町小林植田106番1先
18313	上西裏2号線	亀岡市篠町篠上西裏48番3先	亀岡市篠町篠上西裏43番9先
18314	上中筋1号線	亀岡市篠町篠上中筋52番6先	亀岡市篠町篠上中筋52番11先

「揭示済」

亀岡市告示第56号

市道路線の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号	路線名		起	点
			終	点
04021	北裏竹先代線	変更前	亀岡市曾我部町南条北浦竹23番1先	
			亀岡市曾我部町重利先代1番2先	
		変更後	亀岡市曾我部町重利先代88番先	
			亀岡市曾我部町重利先代1番2先	

「揭示済」

亀岡市告示第57号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成31年4月1日から平成31年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01312	才ノ溝下垣内7号線	亀岡市上矢田町下垣内3番5先	54.87m	6.01m
		亀岡市中矢田町才ノ溝18番4先		12.01m
09038	東神前3号線	亀岡市宮前町神前一本木1番2先	99.30m	6.00m
		亀岡市宮前町神前堂ヶ峠21番2先		6.00m
12143	小林1号線	亀岡市千代川町小林北ノ田49番7先	395.38m	9.00m
		亀岡市千代川町小林美都路32番先		12.00m
12144	小林2号線	亀岡市千代川町小林北ノ田21番先	93.44m	8.50m
		亀岡市千代川町小林北ノ田13番21先		8.50m
12145	小林3号線	亀岡市千代川町高野林腰前6番1先	345.61m	6.00m
		亀岡市千代川町小林植田106番1先		6.00m
18313	上西裏2号線	亀岡市篠町篠上西裏48番3先	34.56m	6.00m
		亀岡市篠町篠上西裏43番9先		12.00m
18314	上中筋1号線	亀岡市篠町篠上中筋52番6先	31.41m	6.00m
		亀岡市篠町篠上中筋52番11先		12.00m
04021	北裏竹先代線	亀岡市曾我部町重利先代88番先	423.72m	1.80m
		亀岡市曾我部町重利先代1番2先		3.39m

「揭示済」

亀岡市告示第58号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成31年4月1日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成31年4月1日から平成31年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01312	才ノ溝下垣内7号線	亀岡市上矢田町下垣内3番5先	54.87m	6.01m
		亀岡市中矢田町才ノ溝18番4先		12.01m
09038	東神前3号線	亀岡市宮前町神前一本木1番2先	99.30m	6.00m
		亀岡市宮前町神前堂ヶ峠21番2先		6.00m
18313	上西裏2号線	亀岡市篠町篠上西裏48番3先	34.56m	6.00m
		亀岡市篠町篠上西裏43番9先		12.00m
18314	上中筋1号線	亀岡市篠町篠上中筋52番6先	31.41m	6.00m
		亀岡市篠町篠上中筋52番11先		12.00m
04021	北裏竹先代線	亀岡市曾我部町重利先代88番先	423.72m	1.80m
		亀岡市曾我部町重利先代1番2先		3.39m

「揭示済」

亀岡市告示第59号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起 点
		終 点
18046	見晴1号線	亀岡市篠町見晴1丁目16番6先
		亀岡市篠町見晴1丁目16番1先

「揭示済」

亀岡市告示第60号

亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、土砂災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知）に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別区域」という。）内において、住宅又は居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害対策事業を実施する者に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策改修 既存の住宅等について、土砂災害に対して安全な構造となるよう行う外壁若しくは塀の改修又は設置等をいう。
- (2) 建築士 建築士法（昭和25年法律第

202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者をいう。

(補助対象住宅等)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という。）は、本市の区域内に存する住宅等で、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 土砂災害特別警戒区域内の住宅等であること。
- (2) 住宅等の敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しない構造であること。
- (3) 現に居住の用に供されていること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する事業とする。

- (1) 補助対象住宅等について行う土砂災害対策改修であること。
- (2) 土砂災害対策改修の結果、補助対象住宅等が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造となること。
- (3) 建築士が構造設計を行った土砂災害対策改修であること。
- (4) 補助対象住宅等に係る固定資産税の滞納がないこと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅等の所有者（2人以上いる場合にあってはその者らが代表者として選任した者、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に規定する構造上区分された建物にあっては同法

第3条に規定する建物、敷地等を管理するために区分所有者全員で構成された団体（以下「申請者」という。）又は補助対象事業を実施することにつき所有者から同意を得た者であること。
(2) 市税等を滞納していない者であること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象者が補助対象事業を実施するために要する経費（工事費に限る。）に100分の23を乗じて得た額とする。ただし、一の住宅等につき759,000円を限度とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り捨てた額とする。

（事業予定調書の提出及び通知）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業予定調書（別記第1号様式。以下「事業予定調書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業予定調書の提出があったときは、その内容を審査し、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業認定（不認定）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条第2項の規定により認定通知を受けた申請者は、補助対象事業の着手前に、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付申請書（別記第3号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手）

第10条 前条の補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業に着手したときは、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金着手届（別記第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の内容の変更）

第11条 補助決定者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金変更承認申請書（別記第6号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金変更承認通知書（別記第7号様式）により補助決定者に通知するものとする。

3 補助決定者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付申請取下届（別記第8号様式）により市長に届け出なければならない。

（完了実績の報告）

第12条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了後20日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金完了実績報告書（別記第9号様式。以下「完了実績報告書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金交付額の確定）

第13条 市長は、前条の規定により完了実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付額確定通知書（別記第10

号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定により補助金の確定を受けた補助決定者は、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金支払請求書(別記第11号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(検査)

第16条 市長は、必要に応じて当該補助対象事業の実施状況等を確認することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式(第7条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

住所
フリガナ
氏名
電話番号

印

亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業予定調書

土砂災害対策改修支援事業を下記のとおり実施したいので、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により事業予定調書を提出します。

記

実施予定年度	年度
補助対象住宅等の所在地	
補助金交付申請予定額	円
補助対象事業実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助対象住宅等に係る登記事項証明書又はこれに代わる証明書 <input type="checkbox"/> 区分所有されている住宅等については、補助対象住宅等の管理を行う団体の総会の決議書 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の付近見取図、配置図(土砂災害特別警戒区域内であることが分かる図を含む。)、各階平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法施行令第80条の3の規定についての適合検討書及び現況外観写真 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の建築時期が確認できる書類(他の書類と兼ねることができる。) <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等に係る固定資産税の滞納がないことを証する書類 <input type="checkbox"/> 補助対象事業を行う者が、本市に係る市税等を滞納していないことを証する書類 <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修に係る工事の見積書(土砂災害対策改修に併せて他の工事を行う場合は、それぞれの工事費が内訳として分かるもの) <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士の免許証の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類()

別紙

補助対象住宅等の所在地		
補助対象住宅等の用途		
建築年月日	年 月 日	
補助対象住宅等の構造		
補助対象住宅等の規模	階数	地上 階 ・ 地下 階
	延床面積	m ²
事務所名称		
所在地		
電話番号		
事務所登録番号及び登録年月日		
建築士氏名		
建築士登録番号		
名称		
所在地		
電話番号		
施工予定者		
交付申請予定額の算出方法	(1) 土砂災害対策改修に要する工事費 (消費税込相当額を除く。) 円 (2) 補助対象事業費の限度額 円 (3) (1)と(2)のいずれか少ない額 円 (4) 交付申請予定額 (3)×23/100 円 (1,000円未満切捨て)	

第2号様式 (第7条関係)

第 年 月 日 号

様

亀岡市長

印

亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業認定 (不認定) 通知書

年 月 日付けで提出のありました亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業
予定調書を審査したところ、下記のとおり決定しましたので、亀岡市住宅等土砂災害対策改
修支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 補助対象住宅等の所在地

2 決定区分 認定 ・ 不認定

3 補助対象事業 年 月 日から
実施予定事業 年 月 日まで

4 不認定の理由

第3号様式 (第8条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

印

亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付申請書

亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により認定
通知を受けたので、同要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助対象住宅等 の 所 在 地	
認定通知番号 及び年月日	年 月 日 第 号
補助金交付 申請額	円
補助対象事業 実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

第4号様式(第9条関係)

亀岡市指令 第 年 月 日 号

様

亀岡市長

印

亀岡市住宅等土砂災害対策改修事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金については、適当と認められるので、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり通知します。

記

補助金の 交付決定額	
補助対象住宅等 の所在地	
交付の条件	(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき及び中止(廃止)しようとするときは、市長に申請しなければならない。 (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 (3) 補助対象事業の実施については、事故の防止に努め、特に近隣の住民に対しては、細心の注意を払うこと。 (4) 亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
その他	

第5号様式(第10条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所
フリガナ
氏名
電話番号

亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金着手届

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により交付決定の通知を受けた亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金について、下記のとおり事業着手したので、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、必要書類を添えて提出します。

記

補助対象住宅等の所在地	
施工者	
工事契約年月日	年 月 日
契約工期	年 月 日から 年 月 日まで
現場着工年月日	年 月 日
備考	

[必要添付書類]

- 施工者との契約書の写し(土砂災害対策改修に伴って他の工事を行う場合は、それぞれの工事が内訳として分かるもの)

第6号様式(第11条関係)

第7号様式(第11条関係)

年 月 日

亀岡市指令 第 年 月 日 号

(宛先) 亀岡市長

様

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

Ⓜ

亀岡市長

Ⓜ

亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金変更承認申請書

亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により交付決定の通知を受けた亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

年 月 日付けで申請のありました亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金の変更については、適当と認められるので、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

記

補助対象住宅等の所在地	
変更の理由	
変更の内容	
変更後交付申請額	円
変更後実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

補助対象住宅等の所在地	
変更の内容	
変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
変更後実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	

〔必要添付書類〕

変更の内容を確認できる書類

第9号様式 (第12条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所
フリガナ
氏名
電話番号

亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金完了実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により交付決定の通知を受けた亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金について、下記のとおり事業が完了したので、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

補助対象住宅等の所在地	
補助金交付決定額	円
補助対象事業実施期	年 月 日から 年 月 日まで
補助対象事業工事完了の確認	補助対象事業について、適正に工事が完了したことを報告します。 建築士名 又は 施工者名 ④
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助対象事業の実施に要した費用に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の外観写真 (施工前・施工中・完了時) <input type="checkbox"/> 建築基準法の規定による検査済証の写し (確認済証の交付を受けた場合に限る。) <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 ()

第8号様式 (第11条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所
フリガナ
氏名
電話番号

亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付申請取下届

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により交付決定の通知を受けた亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金について、下記のとおり中止 (廃止) したいので、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により届け出ます。

記

補助対象住宅等の所在地	亀岡市
中止 (廃止) の内容	

第10号様式 (第13条関係)

亀岡市指令 第 年 月 日 号

様

亀岡市長

印

亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金については、亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第13条の規定によりその額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助対象住宅等の所在地
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金確定額 円

第11号様式 (第14条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所
フリガナ
氏名
電話番号

印

亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金支払請求書

亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、必要書類を添えて補助金の請求をします。

記

補助対象住宅等の所在地	年 月 日	第 号
補助金確定通知年月日及び番号	円	
支払請求額	円	
振込先	金融機関名及び支店名	
	預金の種類 (※) 普通・当座・その他 ()	
	口座番号:	
	フリガナ:	
	口座名義人:	

(※) 預金の種類は、該当するものを○で囲んでください。

[必要添付書類]

- 亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付額確定通知書の写し
- その他

「揭示済」

亀岡市告示第61号

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、がけ地の崩壊等による危険から市民の生命の安全を確保するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業に規定する危険住宅（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に存するものに限る。以下同じ。以下「危険住宅」という。）の移転事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者に対し、移転事業に要する経費のうち危険住宅の除却等に要する経費について、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に所在する危険住宅に居住する者であること。

- (2) 市税等を滞納していない者であること。

(対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象の経費は、交付金要綱附属第Ⅲ編第1章表イ-16-(12)-1に規定する移転事業に要する経費のうち危険住宅の除却等に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、交付金要綱附属第Ⅲ編第1章表イ-16-(12)-1に規定する限度額の範囲内とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事業予定調書の提出及び通知)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業予定調書（別記第1号様式。以下「事業予定調書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、事業予定調書の提出があったときは、その内容を審査し、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業認定（不認定）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 前条第2項の規定により認定通知を受けた申請者は、補助対象事業の着手前に、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書（別記第3号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の着手)

第7条 前条の補助金の交付決定を受けた申請

者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業に着手したときは、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金着手届（別記第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の内容の変更）

第8条 補助決定者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更承認申請書（別記第6号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更承認通知書（別記第7号様式）により補助決定者に通知するものとする。

3 補助決定者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請取下届（別記第8号様式）により市長に届け出なければならない。

（完了実績の報告）

第9条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了後20日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金完了実績報告書（別記第9号様式。以下「完了実績報告書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により完了実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付額確定通知書（別記第10号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の確定を受けた補助決定者は、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金支払請求書（別記第11号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（検査）

第13条 市長は、必要に応じて当該補助対象工事の実施状況等を確認することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式(第4条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

㊟

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業予定調書

がけ地近接等危険住宅移転事業を下記のとおり実施したいので、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により事業予定調書を提出します。

記

- 1 危険住宅の所在地
- 2 事業実施概要
(事業実施の必要性)
- 3 事業実施期間
年 月 日から
年 月 日まで
- 4 添付書類
(1) 事業実施計画書(別紙1)
(2) 事業実施に係る見積書
(3) 危険住宅及び移転先の位置図
(4) 土地及び建物の登記簿の全部事項証明書又はこれに代わる証明書(写し)
(5) 危険住宅の配置図及びがけ部分の断面図
(6) 危険住宅の現況写真
(7) 補助対象事業を行う者の住民票の写し
(8) 補助対象事業を行う者が、市税等を滞納していないことを証する書類
(9) その他市長が必要と認める書類

別紙1

事業実施計画書

1 移転事業の概要

申請者の氏名	
申請者の住所	電話番号
移転予定先の住所	
移 転 予 定 日	年 月 日

2 危険住宅の除却等に要する経費

工 事 契 約 予 定 日	年 月 日
除 却 完 了 予 定 日	年 月 日
除却工事 予定請負 業者名	事業者名 代表者名
住 所	住 所
	電話番号
危険住宅の取壊しに要する費用	円
仮 住 居 に 要 す る 費 用	円
住居移転に伴う家財道具の運搬費	円
その他費用 ()	円
計	① 円
予定補助金額(除却等経費)	円
	① (千円未満切捨て)と補助限度額のいずれか少ない方の金額

3 危険住宅及び敷地の所有者

危険住宅(建物) の所有者	
危険住宅の敷地の 所有者	

※共有名義の場合は、全ての共有者の氏名を御記入ください。
※申請者と危険住宅の所有者が異なる場合は、住宅の所有者(共有名義の場合は全ての共有者)の同意書(別紙2)を提出してください。
※危険住宅と敷地の所有者が異なる場合は、敷地の所有者(共有名義の場合は全ての共有者)の同意書(別紙2)を提出してください。

第2号様式(第4条関係)

第 年 月 日 号

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

様

所有者住所

フリガナ

氏名

Ⓜ

電話番号

所有等別(住宅・敷地)

亀岡市長

Ⓜ

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業認定(不認定)通知書

年 月 日付で提出のありました亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業予定調査を審査したところ、下記のとおり決定しましたので、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

同意書

下記申請者が、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施にあたり、次の住宅を売却することに同意します。

記

記

1 危険住宅の所在地

申請者の氏名 (住宅の居住者)	
申請者の住所 (売却する住宅)	

2 決定区分 認定・不認定

3 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 不認定の理由

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

㊟

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定により認定通知を受けたので、同要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 危険住宅の所在地
- 2 補助金交付申請額
(危険住宅の除却等に要する経費) 円
- 3 認定通知番号及び年月日 年 月 日 号

第4号様式（第6条関係）

亀岡市指令 第 年 月 日 号

様

亀岡市長

印

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金については、適当と認められるので、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 危険住宅の所在地
- 2 補助金交付決定額 円

第6号様式 (第8条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

㊟

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により交付決定の通知を受けた亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

危険住宅の所在地	
変更の理由	
変更の内容	
変更後交付申請額	円
変更後の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

〔必要添付書類〕

- 変更の内容を確認できる書類

第5号様式 (第6条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

㊟

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金着手届

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により交付決定の通知を受けた亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金について、下記のとおり事業着手したので、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第7条の規定により、必要書類を添えて提出します。

記

危険住宅の所在地	
除却工事請負者	
工事契約年月日	年 月 日
契約工期	年 月 日から 年 月 日まで
現場着工年月日	年 月 日
備考	

〔必要添付書類〕

- 除却工事請負者との契約書の写し

第7号様式 (第8条関係)

亀岡市指令 第 年 月 日 号

様

亀岡市長

印

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の変更については、適当と認められるので、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

危険住宅の所在地	
変更の内容	
変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
変更後の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	

第8号様式 (第8条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所
フリガタ
氏名
電話番号

印

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請取下届

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により交付決定の通知を受けた亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金について、下記のとおり中止(廃止)したいので、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により届け出ます。

記

危険住宅の所在地	亀岡市
中止(廃止)の内容	

第9号様式（第9条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

㊟

第10号様式（第10条関係）

亀岡市指令 第 年 月 日 号

様

亀岡市長

㊟

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金完了実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により交付決定の通知を受けた亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金について、下記のとおり事業が完了したので、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付額確定通知書
年 月 日付けで実績報告のありました亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金については、亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第10条の規定によりその額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

危険住宅の所在地	
除却完了年月日	
危険住宅の取壊しに要した費用	円
仮住居に要した費用	円
住居移転に伴う家財道具の運搬費	円
その他費用 ()	円
計	① 円
補助金額 (除却等経費)	円
	① (千円未満切捨て)と補助限度額のいずれか少ない方の金額

記

- 1 危険住宅の所在地
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金確定額 円

- 〔必要添付書類〕
- 図面及び写真
 - 危険住宅の除却等に係る領収書 (写し)
 - その他市長が必要と認める書類

第11号様式（第11条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

Ⓜ

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金支払請求書

亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第11条の規定により、必要書類を添えて補助金の請求をします。

記

危険住宅の所在地	
補助金確定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
支払請求額	円
振 込 先	金融機関名及び支店名
	預金の種類(※) 普通・当座・その他()
	口座番号:
	フリガナ: 口座名義人:

(※) 預金の種類は、該当するものを○で囲んでください。

[必要添付書類]

- 亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付額確定通知書の写し
- その他

「揭示済」

亀岡市告示第62号

亀岡市指定金融機関、亀岡市指定代理金融機関及び亀岡市収納代理金融機関の指定（平成14年亀岡市告示第34号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

表中「株式会社関西アーバン銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第63号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成31年4月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成30年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定 通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成30年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略

4	督促状	平成30年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成30年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成30年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成30年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成30年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成30年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
10	更正・決定 通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成30年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成30年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成30年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成30年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成30年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	平成30年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	平成30年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成30年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	平成30年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	平成30年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	平成30年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	平成30年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	平成30年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月8日

亀岡市長 桂川孝裕

「出雲区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 谷尻 富雄
- 2 変更年月日
平成31年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月8日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第七区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 疋田 辰夫
- 2 変更年月日
平成31年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月8日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島下島区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 桂 伸也
- 2 変更年月日
平成31年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月8日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第6区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 伊豆田 正明

2 変更年月日

平成31年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月8日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町かすみヶ丘区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 森景 俊幸

2 変更年月日

平成31年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第69号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成31年4月11日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1113-83001

1 当該者生年月日

昭和28年3月2日

2 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

平成30年4月1日

4 無効になる日

平成31年4月10日

「揭示済」

亀岡市告示第70号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成31年4月16日から平成31年5月7日まで一般の縦覧に供する。

平成31年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 (1) 路線番号 01222
- (2) 路線名 才ノ溝下垣内2号線
- (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市上矢田町下垣内3番5先から 亀岡市上矢田町下垣内3番4先まで	前	6.00m 6.00m	4.20m	変更後路線幅員 最小 6.00m 最大 7.97m
亀岡市上矢田町下垣内3番5先から 亀岡市上矢田町下垣内3番4先まで	後	6.50m 6.50m	4.20m	変更後路線延長 294.35m

- 2 (1) 路線番号 01305
- (2) 路線名 才ノ溝下垣内1号線
- (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市上矢田町下垣内3番4先から 亀岡市上矢田町下垣内3番68先まで	前	6.00m 6.00m	9.80m	変更後路線幅員 最小 4.78m 最大 7.02m
亀岡市上矢田町下垣内3番4先から 亀岡市上矢田町下垣内3番68先まで	後	6.50m 6.50m	9.80m	変更後路線延長 95.70m

- 3 (1) 路線番号 18058
- (2) 路線名 古大道線
- (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間延長	備考
亀岡市篠町篠上中筋52番6先から 亀岡市篠町篠上中筋52番10先まで	前	$\frac{6.00\text{m}}{6.00\text{m}}$	12.00m	変更後路線幅員 最小 2.10m 最大 9.63m
亀岡市篠町篠上中筋52番6先から 亀岡市篠町篠上中筋52番10先まで	後	$\frac{6.50\text{m}}{6.50\text{m}}$	12.00m	

変更後路線延長
756.25m

- 4 (1) 路線番号 18207
- (2) 路線名 上又上西裏線
- (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間延長	備考
亀岡市篠町篠上西裏48番3先から 亀岡市篠町篠上西裏43番1先まで	前	$\frac{6.00\text{m}}{6.00\text{m}}$	16.50m	変更後路線幅員 最小 5.24m 最大 7.75m
亀岡市篠町篠上西裏48番3先から 亀岡市篠町篠上西裏43番1先まで	後	$\frac{6.50\text{m}}{6.50\text{m}}$	16.50m	

「揭示済」

亀岡市告示第71号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成31年4月16日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成31年4月16日から平成31年5月7日まで一般の縦覧に供する。

平成31年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01222	才ノ溝下垣内2号線	亀岡市中矢田町行溝11番32先から 亀岡市上矢田町下垣内3番19先まで	294.35m	6.00m ～ 7.97m
01305	才ノ溝下垣内1号線	亀岡市上矢田町下垣内3番64先から 亀岡市上矢田町下垣内1番10先まで	95.70m	4.78m ～ 7.02m
18058	古大道線	亀岡市篠町篠観音芝1番17先から 亀岡市篠町篠上中筋100番1先まで	756.25m	2.10m ～ 9.63m
18207	上又上西裏線	亀岡市篠町篠中西裏29番2先から 亀岡市篠町篠上西裏40番1先まで	325.90m	5.24m ～ 7.75m

「揭示済」

亀岡市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第4区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 森川 悦次
- 2 変更年月日
平成31年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「池尻区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 林 邦夫
- 2 変更年月日
平成31年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「柳町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 岡本 隆
- 2 変更年月日
平成31年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「北古世町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 井上 貞夫

2 変更年月日

平成31年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「横町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 近藤 奈緒子

2 変更年月日

平成31年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町今津区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 日下部 泰稔

2 変更年月日

平成31年4月7日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町出雲台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 武内 征男

2 変更年月日

平成31年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町江島里区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 廣瀬 照雄

2 変更年月日

平成31年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第80号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成31年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0401-62005

1 当該者生年月日

昭和61年8月9日

2 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

平成30年4月1日

4 無効になる日

平成31年4月17日

「揭示済」

亀岡市告示第81号

亀岡市長 桂川孝裕

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「学ヶ丘区」

1 主たる事務所所在地の変更

- (1) 省略
- (2) 変更年月日 平成31年4月1日

2 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 大脇 勉
- (2) 変更年月日
平成31年4月1日
- (3) 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

「蕪田野町太田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 奥村 孝

2 変更年月日

平成31年4月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「神前区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 森 裕

2 変更年月日

平成31年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町綾町区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 俣野 明弘
- 2 変更年月日
平成31年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮川区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 柿谷 盛博
- 2 変更年月日
平成31年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町東町区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 岸谷 浩一
- 2 変更年月日
平成31年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第1区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 村上 薫
- 2 変更年月日
平成31年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「吉川町穴川区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 関 正行
- 2 変更年月日
平成31年4月7日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町中の谷区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 東馬場 広治
- 2 変更年月日
平成31年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町平松区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 由良 隆夫

2 変更年月日

平成31年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第91号

亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年4月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱等の一部を改正する告示

（亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱の一部改正）

第1条 亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱（平成27年亀岡市告示第48号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「平成」を削る。

（亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱の一部改正）

第2条 亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱（平成27年亀岡市告示第49号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「平成」を削る。

（亀岡市未熟児養育医療給付要綱の一部改正）

第3条 亀岡市未熟児養育医療給付要綱（平成25年亀岡市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「平成」を削る。

（亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱の一部改正）

第4条 亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱（平成26年亀岡市告示第219号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の1中「平成」を削る。

（亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正）

第5条 亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和48年亀岡市告示第30号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「平成」を削る。

附 則

この告示は、平成31年5月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第85条第1項第2号の規定により告示する。

平成31年4月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称
株式会社 ヴィー・コンシェル
- 2 事業所の名称
亀岡中央ケアプランセンター
- 3 事業所の所在地
亀岡市追分町谷筋37番地26
- 4 廃止年月日
平成31年3月31日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

「揭示済」

訓 令

亀岡市訓令第4号

庁中一般

亀岡市職員管理監督者昇任試験実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市職員管理監督者昇任試験実施規程の一部を改正する訓令

亀岡市職員管理監督者昇任試験実施規程（平成12年亀岡市訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教養試験」を「面接試験及び論文試験」に改める。

第4条を削る。

第5条中「前条の教養試験」を「昇任試験」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第17号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成31年4月1日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第18号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び同法第11条の2第12項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり公表する。

平成31年4月4日

亀岡市長 桂川孝裕

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

国又は地方公共団体の 機関名	請求事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
亀岡市 学校教育課	学校規模適正化に伴う校 区変更対象者数の把握	平成30年4月27日 から5月25日まで	篠町王子 下上牧・西ノ山 篠町篠 下西山・鍋倉・下 長尾・洗川・合戦 野・芦原・牧田・ 小園谷・上西山・ 牙ケ尾・松ケ池・ 赤畑・杣殿林・上 長尾・寒谷・小柳 ・黒岩・向谷 篠町野条 イカノ辻南・下川 ・馬場・馬場前・ 井ホラ・上又・池 ノ下 篠町森 下タン条・下垣内 ・下宮ノ谷・上宮 ノ谷・東垣内・上 垣内・高尾山・平 井・袋谷・向坂・ 下猪谷・寒谷・上 猪谷・山先・前山 篠町馬堀駅前2丁目 篠町夕日ヶ丘1丁目・2丁目・ 3丁目 東つつじヶ丘曙台4丁目
防衛省 自衛隊京都地方協力本部	自衛官及び自衛官候補 生、防衛大学の学生、 防衛医科大学校の学生に 関する募集事務として、 募集案内の郵送等を行う ため	平成30年11月27日	亀岡市全域 平成13年4月2日から平成14年 4月1日まで生まれの日本人男 女

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧者の名称及び代表者名 《委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名》	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《日本放送協会 会長 上田 良一》	「2018年3月東京オリン ピック・パラリンピック に関する世論調査」のた めの対象者抽出	平成30年1月16日	千代川町今津2丁目 20歳以上の日本人男女12件
株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 譲 《日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 M&S企画部長 西谷 圭一》	「2018年全国たばこ喫煙 者率調査」のための対象 者抽出	平成30年1月17日	篠町広田2丁目 昭和3年5月1日から平成10年4 月30日まで生まれの男女20件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《文化庁文化部国語課 国語課長 西田 憲史》	「平成29年度国語に関す る世論調査」のための対 象者抽出	平成30年2月1日	蒔田野町佐伯 16歳以上の日本人男女17件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 《金融広報中央委員会 会長 吉國 眞一》	「家計の金融行動に関す る世論調査」のための対 象者抽出	平成30年5月17日	篠町森 20歳以上の男女22件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 《NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 吉田 理恵》	「6月全国個人視聴率調 査」のための対象者抽出	平成30年5月17日	千代川町小川1丁目・2丁目 7歳以上の男女12件
株式会社 地域社会研究所 代表取締役社長 大橋 浩 《京都府政策企画部計画推進課長 澤田 晋治》	「平成30年度京都府民の 意識調査」のための対象 者抽出	平成30年5月25日	古世町3丁目、下矢田町4丁 目、北河原町1丁目、本梅町 平松、千代川町今津2丁目、 篠町見晴5丁目、宇津根町 20歳以上の男女344件
株式会社 毎日新聞社 代表取締役社長 丸山 昌宏	「第72回読書世論調査」 のための対象者抽出	平成30年6月6日	下矢田町2丁目 16歳以上の男女12件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《株式会社野村総合研究所 常務執行役員 村田 佳生》	「日常生活に関するアン ケート」のための対象者 抽出	平成30年6月27日	千代川町小川1丁目・2丁目・ 3丁目 15歳以上79歳以下の日本人男 女39件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《毎日新聞社 代表取締役社長 渡辺 雅隆》	「2018年新聞および Web 利用に関する統合調査」 のための対象者抽出	平成30年6月27日	荒塚町、西町 15歳以上の日本人男女24件

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 原 宏彰》	「子供の性被害防止対策 に関する世論調査」のた めの対象者抽出	平成30年7月4日	篠町王子 18歳以上の日本人男女15件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《株式会社時事通信社 代表取締役社長 大室 真生》	「住民意識調査」のため の対象者抽出	平成30年8月14日	東つつじヶ丘曙台1丁目 20歳以上の日本人男女23件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《日本放送協会 会長 上田 良一》	「2018年10月東京オリン ピック・パラリンピック に関する世論調査」のた めの対象者抽出	平成30年8月14日	保津町 20歳以上の日本人男女12件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 《日本銀行 情報サービス局 局長 中川 忍》	「生活意識に関するアン ケート調査」(第76回) のための対象者抽出	平成30年8月29日	北古世町1丁目・2丁目、南郷 町、篠町馬堀駅前1丁目 20歳以上の男女15件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 原 宏彰》	「再犯防止対策に関する 世論調査(附帯調査:イン ターネットの安全・安 心)」のための対象者抽 出	平成30年9月6日	下矢田町2丁目 18歳以上の日本人男女16件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課 農林水産省 消費・安全局長 池田 一樹》	「平成30年度食育に関す る意識調査」のために対 象者抽出	平成30年9月6日	南つつじヶ丘大葉台1丁目 20歳以上の日本人男女16件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 《NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 吉田 理恵》	「11月全国個人視聴率調 査」のための対象者抽出	平成30年10月11日	大井町北金岐・南金岐・小金 岐 7歳以上の男女12件
株式会社RJCリサーチ 代表取締役 佐野 耕太郎 《独立行政法人労働政策研究・研 修機構 理事長 樋口 美雄》	「子どものいる世帯の生 活状況および保護者の就 業に関する調査2018」 (第5回子育て世帯全国 調査)のための対象者抽 出	平成30年10月23日	千代川町千原・小林・高野林 ・小川・今津 日本国籍をもつ、末子が平成 12年1月1日生まれ以降(18歳 未満)を対象とするひとり親 世帯又はふたり親世帯(親族 等との同居世帯を含む。)25 件

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 青少年支援担当参事官（青少年支援担当） 北風 幸一》	「生活状況に関する調査」のための対象者抽出	平成30年11月20日	西つつじヶ丘大山台1丁目・2丁目 昭和28年4月2日から昭和53年4月1日まで生まれの日本人男女25件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《一般財団法人 日本宝くじ協会 理事長 横山 洋吉》	「宝くじに関する世論調査」のための対象者抽出	平成31年2月7日	下矢田町4丁目 18歳以上の日本人男女23件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《公益財団法人 生活保険文化センター 代表理事 鈴木 勝康》	「2019年度生活保障に関する調査」のための対象者抽出	平成31年2月7日	古世町1丁目・2丁目・3丁目 18歳以上69歳以下の日本人男女30件

「揭示済」

 亀岡市公告第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成31年4月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市大井町並河新戸7の一部、18の4

(関連区域)

亀岡市大井町並河新戸9の4の一部、14の4の一部、15の3の一部、17の2の一部、
17の3の一部、18の2の一部、18の3の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

亀岡市余部町宝久保15の6

株式会社俊栄土地

「揭示済」

亀岡市公告第20号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成31年4月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工事番号 | 31都整工第1号 |
| (2) 工事名 | 亀岡運動公園体育館指定避難所施設整備工事（建築） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市曾我部町穴太土湊地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | ア 空調設備関連工事一式
イ 自家発電設備関連工事一式
ウ トイレ・更衣室改修関連工事一式
エ 小体育室アスベスト対策関連工事一式
オ 防水改修関連工事一式 |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から平成32年3月24日まで |
| (7) 部分払 | 無 |
| (8) 前金払 | 有（保証事業会社の保証が必要） |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。 |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った |

場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者2者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、30パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

(4) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
- (3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載

することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成31年4月12日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成31年4月12日（金）午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成31年4月18日（木） 午前9時から午後5時まで 平成31年4月19日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成31年4月22日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成31年4月17日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 平成31年4月23日（火）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成31年4月25日（木） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	平成31年5月7日（火） 午前9時から午後5時まで 平成31年5月8日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

予定価格の公表	予定価格の公表： 平成31年5月8日（水）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 平成31年5月10日（金）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	平成31年5月13日（月）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	平成31年5月13日（月） 午前10時	平成31年5月14日（火） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	平成31年5月14日（火） 午前9時から午後3時まで	平成31年5月15日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	平成31年5月14日（火） 午後3時以降	平成31年5月15日（水） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(4) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第21号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成31年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成31年4月17日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第22号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成31年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市蕨田野町佐伯岩谷ノ内院ノ芝11の一部、33の一部、42、43の一部、47の1の一部、47の3、47の4の一部、47の5の一部、47の8の一部、47の9の一部、47の10の一部、47の11の一部、47の12の一部、47の13、72の一部、73の一部、74の一部、市有地

(関連区域)

亀岡市蕨田野町佐伯岩谷ノ内院ノ芝47の1の一部、47の6の一部、47の7の一部、47の8の一部、72の一部、73の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

亀岡市大井町土田3丁目122
エスピータック株式会社

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

徳川輝尚
 中西淳子
 瀬尾博
 森戸俊典
 竹林亜樹
 大迫徹
 永井秀之
 鎌田幸恵
 林太一
 寺田直人
 山内節子
 日野原恵子
 湊雅代
 鎌田雄一郎

亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会委員に委嘱します

任期は平成33年3月31日までとします

植木孝宜
 大島知子
 東原博司
 佐藤俊之
 島田稔
 調拓治
 調早苗
 瀬尾博
 十倉佳史
 奈良武史
 温井雅紀
 三山将成
 山川昭子
 米原亨
 福島達夫
 吉田龍児
 浦田眞幸
 浅井直子

(各 通)

(各 通)

能勢悠介
 宇野裕尚
 前田博子
 松田純子
 吉田咲稚子
 中西淳子
 日野原恵子
 廣野正子
 塚本佐代子
 加舎孝啓
 加茂大輔
 小早川広恵
 河原妙子
 野口誠司
 田中恵子
 井本太
 小森博子
 竹本知子

亀岡市介護認定審査委員に委嘱します

任期は平成33年3月31日までとします

山田二郎

亀岡市観光行政の円滑な推進に資するため亀岡市参与に委嘱します

任期は平成32年3月31日までとします

谷口貢

亀岡市営住宅入居者選考審議会委員に委嘱します

任期は平成31年7月1日までとします

調早苗

亀岡市立本梅保育所嘱託医に委嘱します

吉岡隆行

亀岡市立東本梅保育所嘱託医に委嘱します

藤原史博

亀岡市立川東保育所嘱託医に委嘱します

佐藤明美

亀岡市立中部保育所嘱託医に委嘱します

松井史裕

亀岡市立東部保育所嘱託医に委嘱します

上原久和
 亀岡市立第六保育所嘱託医に委嘱します

東原博司
 亀岡市立別院保育所嘱託医に委嘱します

白川和夫
 亀岡市立保津保育所嘱託医に委嘱します

脇新五
 亀岡市立本梅保育所嘱託歯科医に委嘱します

上原久晴
 亀岡市立東本梅保育所嘱託歯科医に委嘱します

坂井知明
 亀岡市立川東保育所嘱託歯科医に委嘱します

荻野茂
 亀岡市立中部保育所及び亀岡市立別院保育所嘱託歯科医に委嘱します

植村正敏
 亀岡市立東部保育所嘱託歯科医に委嘱します

浦田眞幸
 亀岡市立第六保育所嘱託歯科医に委嘱します

石川清之
 亀岡市立保津保育所嘱託歯科医に委嘱します

藤原史博
 亀岡市立幼稚園医に委嘱します

小野恒太郎
 亀岡市立幼稚園歯科医に委嘱します

能勢悠介
 亀岡市立幼稚園薬剤師に委嘱します

末永礼子
 (各通)

出藏裕子
 福嶋百合子
 亀岡市教育委員会委員に任命します

平本英久
 亀岡市監査委員に選任します

平成31年4月1日

松岡保彦
 亀岡市固定資産評価審査委員会委員に選任します

平成31年4月4日

大前民男
 大西市郎
 廣瀬日出男
 (各通)
 數井邦雄
 小早川大輔
 西村信義
 森康良
 亀岡市中野平松井手財産区管理会委員に選任します

平成31年4月8日

井内廣樹
 法貴秀孝
 中林弘一
 (各通)
 日下部健
 高向進
 中川寛
 中村憲治
 亀岡市東本梅財産区管理会委員に選任します

栗林伸明
 森義孝
 (各通)
 中村親寛
 中村正弘
 中村昭治
 中村善昭
 亀岡市中野財産区管理会委員に選任します

早田義孝
 (各通)
 森修
 竹原享
 森百代
 亀岡市井手財産区管理会委員に選任します

森安治
 (各通)
 加舎茂和
 村田新

(各 通)

木 村 彦 司
森 善 彦
森 文 彦
西 田 隆 彦

亀岡市西加舎財産区管理会委員に選任します

(各 通)

竹 岡 明
河 本 隆 一
柳 原 和 明
奥 村 昭
上 原 正 男
河 本 修 一

亀岡市東加舎財産区管理会委員に選任します

平成31年4月10日

木 村 淳

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します

任期は平成32年9月4日までとします

平成31年4月12日

(各 通)

森 敏 之
由 良 隆 夫
西 村 謙 二
小早川 伸 夫
小早川 重 信
西 村 幸 雄

亀岡市平松財産区管理会委員に選任します

平成31年4月13日

(各 通)

大 西 利 和
西 村 誠
早 田 陽 祐
竹 岡 久
小 林 仁
日下部 清
小 林 芳 文

亀岡市本梅財産区管理会委員に選任します

平成31年4月15日

多 胡 麻 衣
亀岡市行政改革推進委員の委嘱を解きます
平成31年4月23日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第3号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成31年4月23日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 平本英久

- 1 監査の種類
平成31年度随時監査
- 2 監査の対象
平成30年度末現在における棚卸状況について
 - (1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
 - (2) 市立病院の医薬品・診療材料
- 3 監査の着眼点
貯蔵品等について、適正な在庫管理が行われているか。
- 4 監査の主な実施内容
監査対象について、現地で担当課への聴取を行い、在庫管理状況の確認を行った。
- 5 監査実施日
平成31年4月12日（金）
- 6 監査の結果
上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）及び市立病院の医薬品・診療材料の棚卸状況について監査を実施したところ、適正であった。

「揭示済」

教育委員会欄

告示

亀岡市教育委員会告示第3号

亀岡市立学校小規模特認校制度に関する要綱（平成28年亀岡市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月23日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

第2条に次の1号を加える。

- (3) 保津小学校

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から実施する。

「揭示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

亀岡市教育委員会職員管理監督者昇任試験実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会職員管理監督者
昇任試験実施規程の一部を改正す
る訓令

亀岡市教育委員会職員管理監督者昇任試験実施規程（平成12年亀岡市教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教養試験」を「面接試験及び論文試験」に改める。

第4条を削る。

第5条中「前条の教養試験」を「昇任試験」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

亀岡市教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

亀岡市教育委員会教育長 田中太郎

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表(2)の項を(3)の項とし、同表(2)の項を(2)の項とし、同表(20)の項中「財団法人骨髄移植推進財団（平成3年12月18日に財団法人骨髄移植推進財団という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人日本骨髄バンク」に、「登録及び」を「登録又は」に、「手続及び」を「手続若しくは」に改め、同項を同表(2)の項とする。

別表の2の表(19)の項を(20)の項とし、同表(14)の項から(19)の項までを1項ずつ繰り下げ、同表(13)の項中「1日90分」の次に「（配偶者のない職員等にあつては、120分）」を、「45分」の次に「（配偶者のない職員等にあつては、60分）」を、「30分」の次に「（配偶者のない職員等にあつては、120分）」を加え、同項を同表(14)の項とする。

別表の2の表(12)の項を(13)の項とし、同表(8)の項から(11)の項までを1項ずつ繰り下げ、同表(7)の項の次に次の1項を加える。

(8) 職員が不妊治療を受ける場合	不妊治療とは、医師が行う妊娠のために必要な検査又は治療をいう。	1年について6日以内でその都度必要と認められる期間	特別休暇申請書 (別記第8号様式)	校長	特休	特別休暇 (その他)	
-------------------	---------------------------------	---------------------------	----------------------	----	----	---------------	--

別記第11号様式中「第8条の2第2項」を「第8条の3第2項」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

任免及び辞令

西垣逸郎
 亀岡市立亀岡小学校学校医に委嘱します

小坂喜太郎
 亀岡市立安詳小学校学校医に委嘱します

平田正弘
 亀岡市立東別院小学校学校医に委嘱します

栗山卓弥
 亀岡市立西別院小学校学校医に委嘱します

福島達夫
 亀岡市立曾我部小学校学校医に委嘱します

佐藤俊之
 亀岡市立吉川小学校学校医に委嘱します

佐藤明美
 亀岡市立蒔田野小学校学校医に委嘱します

調早苗
 亀岡市立本梅小学校学校医に委嘱します

佐藤俊之
 亀岡市立畑野小学校学校医に委嘱します

吉岡隆行
 亀岡市立青野小学校学校医に委嘱します

東原博司
 亀岡市立大井小学校学校医に委嘱します

森戸俊典
 亀岡市立千代川小学校学校医に委嘱します

白川和夫
 亀岡市立保津小学校学校医に委嘱します

松井史裕
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

上原久和
 亀岡市立城西小学校学校医に委嘱します

植木孝宜
 亀岡市立詳徳小学校学校医に委嘱します

飯野茂
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

飯野讓
 亀岡市立亀岡中学校学校医に委嘱します

平岡聡
 亀岡市立別院中学校学校医に委嘱します

吉岡克己
 亀岡市立南桑中学校学校医に委嘱します

調幸治
 亀岡市立育親中学校学校医に委嘱します

十倉佳史
 亀岡市立東輝中学校学校医に委嘱します

文字直
 亀岡市立大成中学校学校医に委嘱します

加藤啓一郎
 亀岡市立詳徳中学校学校医に委嘱します

中川裕・
 亀岡市立亀岡川東学園学校医に委嘱します

嶋村浩一
 亀岡市立亀岡小学校学校歯科医に委嘱します

並河治之
 亀岡市立安詳小学校学校歯科医に委嘱します

前川眞司
 亀岡市立東別院小学校学校歯科医に委嘱します

脇新五
 亀岡市立西別院小学校学校歯科医に委嘱します

内藤春生
 亀岡市立曾我部小学校学校歯科医に委嘱します

荻野茂
 亀岡市立吉川小学校学校歯科医に委嘱します

天野浩
 亀岡市立蒔田野小学校学校歯科医に委嘱します

斎藤義裕
 亀岡市立本梅小学校学校歯科医に委嘱します

藤田幸彦
 亀岡市立畑野小学校学校歯科医に委嘱します

細木一成
 亀岡市立青野小学校学校歯科医に委嘱します

遠坂豊
 亀岡市立大井小学校学校歯科医に委嘱します

浦田 眞 幸 亀岡市立千代川小学校学校歯科医に委嘱します	塚原 泰 宏 亀岡市立曾我部小学校学校薬剤師に委嘱します
石川 清 之 亀岡市立保津小学校学校歯科医に委嘱します	矢谷 彬 雄 亀岡市立吉川小学校学校薬剤師に委嘱します
河野 弘 之 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します	山根 綾 華 亀岡市立蒔田野小学校学校薬剤師に委嘱します
中川 幹 也 亀岡市立城西小学校学校歯科医に委嘱します	森 麻由子 亀岡市立本梅小学校学校薬剤師に委嘱します
池田 利 夫 亀岡市立詳徳小学校学校歯科医に委嘱します	原 満 帆 亀岡市立畑野小学校学校薬剤師に委嘱します
前田 文 義 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します	江頭 美 来 亀岡市立青野小学校学校薬剤師に委嘱します
安井 明 平 亀岡市立亀岡中学校学校歯科医に委嘱します	廣瀬 裕 之 亀岡市立大井小学校学校薬剤師に委嘱します
田中 恵 一 亀岡市立別院中学校学校歯科医に委嘱します	國代 一 祥 亀岡市立千代川小学校学校薬剤師に委嘱します
永田 篤 司 亀岡市立南桑中学校学校歯科医に委嘱します	馬場 雄 作 亀岡市立保津小学校学校薬剤師に委嘱します
西田 幸 弘 亀岡市立育親中学校学校歯科医に委嘱します	俵 知 可 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します
中川 博 友 亀岡市立東輝中学校学校歯科医に委嘱します	望月 英 孝 亀岡市立城西小学校学校薬剤師に委嘱します
吉田 龍 児 亀岡市立大成中学校学校歯科医に委嘱します	山口 徳 人 亀岡市立詳徳小学校学校薬剤師に委嘱します
岡本 眞 和 亀岡市立詳徳中学校学校歯科医に委嘱します	鮫島 孝 仁 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します
植村 正 敏 亀岡市立亀岡川東学園学校歯科医に委嘱します	能勢 悠 介 亀岡市立亀岡中学校学校薬剤師に委嘱します
能勢 悠 介 亀岡市立亀岡小学校学校薬剤師に委嘱します	浅井 直 子 亀岡市立別院中学校学校薬剤師に委嘱します
中西 暢 之 亀岡市立安詳小学校学校薬剤師に委嘱します	中川 喜よ美 亀岡市立南桑中学校学校薬剤師に委嘱します
片山 徹 亀岡市立東別院小学校学校薬剤師に委嘱します	神田 孝 泰 亀岡市立育親中学校学校薬剤師に委嘱します
天野 順 介 亀岡市立西別院小学校学校薬剤師に委嘱します	水落 明 子 亀岡市立東輝中学校学校薬剤師に委嘱します

塚原泰宏
亀岡市立大成中学校学校薬剤師に委嘱します
俵知可
亀岡市立詳徳中学校学校薬剤師に委嘱します
寺田希久子
亀岡市立亀岡川東学園学校学校薬剤師に委嘱します
平成31年4月1日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第41号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙の亀岡市開票区においては、公職選挙法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による開票立会人を定めるくじは、行わない。

平成31年4月4日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第42号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者を次のとおり変更した。

平成31年4月4日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第35投票区	省略	奥村保信	省略	奥村保幸

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第43号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者職務代理者を次のとおり変更した。

平成31年4月5日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第7投票区	省略	玉井しのぶ	省略	今西恵一

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第44号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙の開票の日時を次のように変更する。

平成31年4月7日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

開票日時 平成31年4月7日
午後8時55分

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第4号

平成31年4月定例総会を下記のとおり公告する。

平成31年4月3日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日 時
平成31年4月8日（月）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 2階
202・203会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 平成31年4月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・所有権移転）

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道部職員管理監督者昇任試験実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

亀岡市上下水道部職員管理監督者昇任試験実施規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部職員管理監督者昇任試験実施規程（平成12年亀岡市公営企業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教養試験」を「面接試験及び論文試験」に改める。

第4条を削る。

第5条中「前条の教養試験」を「昇任試験」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市下水道浄化センターに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第4号

亀岡市下水道浄化センターに関する規程の一部を改正する規程

亀岡市下水道浄化センターに関する規程（昭和58年亀岡市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指揮、監督」を「総括」に改める。

第4条第3項を削り、同条第4項中「市長」の次に「（以下「管理者」という。）」を加え、同項を同条第3項とする。

第5条の見出しを「（事務の専決等）」に改め、同条中「（昭和48年亀岡市水道事業管理規程第3号）」を「（昭和48年亀岡市水道事業管理規程第3号。以下「決裁規程」という。）」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、管理者が必要と認めるときは、決裁規程第14条の規定により担当課長が専決できる事項に相当する事項とすることができる。

第5条に次の3項を加える。

- 2 所長は、前項に規定する専決事項のうち決裁規程第17条各号のいずれかに該当するものは、上司の決裁を受けなければならない。
- 3 所長が不在のときは、緊急やむを得ないもの又はあらかじめその処理について指示を受けたものに限り、主管主幹（主管主幹を置かない場合は、上席者）が代決することができる

る。

4 前項の規定により代決した場合の処置については、決裁規程第5条の規定を準用する。
第7条中「下水道課長」を「上司」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市上下水道部告示第7号

亀岡市上下水道部告示（平成28年亀岡市上下水道部告示第14号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

指定する金融機関のうち、「株式会社関西アーバン銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に改める。

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第8号

亀岡市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、亀岡市下水道条例施行規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第9号。以下「規程」という。）第5条第3項の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システ

ムの適切な設置及び維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 規程第5条第2項に規定するディスポーザ排水処理システムをいう。
- (2) メーカー システムを製造又は販売する者をいう。
- (3) 設置者 下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に対しシステムの設置について申請した者をいう。
- (4) 義務者 設置者、使用者その他システムの設置後、維持管理に責任を負う者をいう。
- (5) 維持管理 システムの保守点検、汚泥清掃、配管清掃及び水質検査をいう。
- (6) 維持管理業者 メーカーが指定した業者で、システムの維持管理に関する技術指導又は研修を受けた者をいう。
- (7) 適合評価 下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月に公益社団法人日本下水道協会が作成したもの。）に適合しているかどうかの評価であって、第三者機関が行うものをいう。

(設置基準)

第3条 下水道処理区域で設置できるシステムは、次に掲げる基準の全てを満たすものとする。

- (1) 適合評価を受けたものであって、かつ、管理者が認めたものであること。
- (2) 排水処理部を備えないディスポーザ単体でないこと。
- (3) その他法令並びに管理者が定める排水設備の設置及び構造の基準に適合していること。

(設置協議)

第4条 設置者は、亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）第7条（同条例第30条において準用する場合を含む。）の規定に基づく排水設備の計画の確認を受けようとする場合は、ディスポーザ排水処理システム設置協議（変更・廃止）申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる図書を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 当該申請物件に係る資料（位置図、平面図、立面図、配置図、配管図、その他装置の構造及び材質等が分かる図書）
- (2) 適合評価書の写し
- (3) 維持管理業務委託契約書の写し
- (4) ディスポーザ排水処理システム維持管理計画書（別記第2号様式）
- (5) その他管理者が必要と認める図書

2 管理者は、前項の協議内容が第3条に定める基準に適合し、かつ、維持管理が適切に行われると認めたときは、ディスポーザ排水処理システム設置協議済（変更・廃止）通知書（別記第3号様式）により設置者に通知するものとする。

(工事竣工報告)

第5条 設置者は、システムの設置工事が完了したときは、ディスポーザ排水処理システム竣工報告書（別記第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

(使用開始の届出)

第6条 義務者は、システムの使用を開始するときは、使用者届出書（別記第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

(義務者の遵守事項)

第7条 義務者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約の締結を行うこと。
- (2) システムが適切に維持管理されていることを確認するため、維持管理業者が実施す

る維持管理に関する記録等を3年間保存するとともに、必要に応じて管理者に報告すること。

- (3) 使用開始から1年ごとに排水処理水の水質を測定し、ディスポーザ排水処理システム水質測定報告書（別記第6号様式）により管理者に報告すること。ただし、排水処理水の水質分析が困難である場合は、ディスポーザ部、排水処理部及び排水配管部の各単位装置並びに付属機器類の点検、調整又はこれらに伴う修理等の保守点検記録の提出をもって代えることができる。
- (4) システムの適切な維持管理を確認するため、管理者が行う立入検査等に協力すること。
- (5) システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等の採取及び処分については、事前に亀岡市の関係部局と協議すること。

（改善指導）

第8条 システム設置後、義務者の責任によるシステムの適切な維持管理及び使用ができない、又はそのおそれがあると認められる場合において、管理者が当該システムの構造又は使用方法の変更、改善、その他の措置を行うよう求めたときは、義務者は、これに従わなければならない。

（義務者の地位の承継）

第9条 義務者は、システムを第三者に譲渡し又は貸し付ける場合は、当該第三者に対し当該システムの維持管理責任を承継させるものとする。

（メーカーの遵守事項）

第10条 メーカーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) システムの販売に当たっては、設置者に対し、システムの維持管理について、義務者と維持管理業者との間で維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、

理解を求めること。義務者の変更があった場合も、同様とする。

- (2) 設置者に対し、義務者は、管理者の行う維持管理に関する指導に従うことが必要であることを説明し、理解を求めること。
- (3) システムの異常が発生した場合において、義務者から保守点検の依頼を受けたときは、誠意を持って対応すること。

（維持管理業者の義務）

第11条 維持管理業者は、維持管理が適正に行われていることを確認するため、管理者からその維持管理業務への職員の立会いについて申出を受けたときは、これに応じなければならない。

（撤去届）

第12条 義務者は、システムを廃止する場合は、ディスポーザ排水処理システム撤去届（別記第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式 (第4条関係)

デイスボークザ排水処理システム設置協議(変更・廃止)申請書

年 月 日

(宛先)

設置者 住所 氏名 ⑥
(電話番号)

デイスボークザ排水処理システムの設置について協議(変更・廃止)をしたいので、亀岡市デイスボークザ排水処理システムの取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請場所	亀岡市		
システム名称			
システム形式			
設計者	住所 氏名	(電話番号)	
工事管理者	住所 氏名	(電話番号)	
工事施工者 (亀岡市下水道排水設備指定工事業者)	住所 氏名	(電話番号)	
工事着工予定日	年 月 日	工事竣工予定日	年 月 日
決 裁 欄		受 付 欄	
		年 月 日	第 号
添付書類	1 当該申請物件に係る資料(位置図、平面図、立面図、配置図、配管図、その他装置の構造及び材質等がわかる図書) 2 適合評価書の写し 3 維持管理業務委託契約書の写し 4 デイスボークザ排水処理システム維持管理計画書(第2号様式) 5 その他管理者が必要と認める図書		

第2号様式 (第4条関係)

デイスボークザ排水処理システム維持管理計画書

年 月 日

(宛先)

設置者 住所 氏名 ⑥
(電話番号)

デイスボークザ排水処理システムについては、次のとおり適切に維持管理します。

使用場所	亀岡市	
使用システム製造業者名	業者名	(電話番号)
システム名称		
システム形式		
工事施工者 (亀岡市下水道排水設備指定工事業者)	業者名	(電話番号)
維持管理業務委託業者名	業者名	(電話番号)
余剰汚泥処理業者名	業者名	(電話番号)
(注) 設置者と製造(販売)業者、維持管理業者の連絡体制及びその役割を明記した表を添付すること。		

第3号様式（第4条関係）

ディスポーザ排水処理システム設置協議（変更・廃止）済通知書

年 月 日

(宛先)

図

年 月 日付けで申請のあったディスポーザ排水処理システム設置協議（変更・廃止）について適当と認めるので、亀岡市ディスポーザ排水処理システムに関する要綱第4条第2項の規定により次のとおり通知します。

申請場所	亀岡市		
システム名称			
システム形式			
設計者	住所氏名	(電話番号)	
工事管理者	住所氏名	(電話番号)	
工事施工者 (亀岡市下水道排水設備指定工事業者)	住所氏名	(電話番号)	
工事着工予定日	年 月 日	工事竣工予定日	年 月 日
設置の条件	1 システムの設置について、亀岡市下水道条例第7条に規定する排水設備の計画の確認を受けること。 2 この協議の時点において、システムの維持管理業務委託契約書の写しが未提出の場合には、竣工までに提出すること。 3 工事竣工後、速やかに管理者に竣工報告を行うこと。 4 維持管理計画に変更が生じた時は、事前に管理者に届出すること。 5 システムの維持管理確保のため、管理者がシステムに関し必要と認めた場合は、立入検査に応ずること。 6 システムを有する建築物の譲渡等により変更が生じた場合には、変更後の義務者に地位を承継するものとする。 7 システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等の抜取り及び処分については、事前に亀岡市の関係部局と協議すること。		

第4号様式（第5条関係）

ディスポーザ排水処理システム竣工報告書

年 月 日

(宛先)

設置者 住所氏名 (電話番号)
氏名 (電話番号)

次のとおりディスポーザ排水処理システムの設置工事が完了しましたので、亀岡市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱第5条の規定により、関係書類を添えて報告します。

設置場所	亀岡市		
建物名称			
維持管理義務者	住所氏名	(電話番号)	
工事管理者	住所氏名	(電話番号)	
工事施工者 (亀岡市下水道排水設備指定工事業者)	住所氏名	(電話番号)	
設置概要			
旧建設大臣認定	認定番号		
	認定メーカー名		
	評価機関名		
適合評価	評価番号		
	評価名称		
	評価メーカー名		
工程	竣工年月日	年 月 日	
	使用開始予定日	年 月 日	
施工業者	破砕装置部		
	配管系統部		
	排水処理部		
維持管理業者	破砕装置部		
	配管系統部		
	排水処理部		
排水処理槽	設計人員	人	
	設計生ごみ量		
	計画汚水量		

第5号様式(第6条関係)

使用者届出書

年 月 日

(宛先)

届出者 住所 氏名 (電話番号) (印)

ディスポーザ排水処理システムを使用することについて、次のとおり届け出ます。

使用場所	亀岡市
システム名称	
システム形式	
認定番号又は適合評価番号	
認定メーカー	
※使用にあたっての注意事項 ・維持管理業務委託契約に基づき、適切に維持管理を行います。 ・維持管理に関する記録等を3年間保存し、必要に応じて管理者に報告します。 ・維持管理義務者に変更が生じる場合は、新たな義務者に対し、維持管理業務委託契約書等に基づき、当該システムの適切な維持管理を行うことを承継します。	

第6号様式(第7条関係)

ディスポーザ排水処理システム水質測定報告書

年 月 日

(宛先)

届出者 住所 氏名 (電話番号) (印)

測定者 住所 氏名 (電話番号) (印)

年 月 日 付け(第 号)で協議済みのディスポーザ排水処理システムの使用における水質について測定しましたので、次のとおり届け出ます。

温度	℃	
水素イオン濃度(pH)	pH	
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	
浮遊物質質量(SS)	mg/l	
ノルマルヘキサノ抽出物質含有量	鉍物類含有量	mg/l
	動植物油脂類含有量	mg/l
窒素含有量	mg/l	
磷含有量	mg/l	

第7号様式（第12条関係）

ディスプレイ排水処理システム撤去届

年 月 日

(宛先)

届出者 住 所

氏 名 ㊞

(電話番号)

ディスプレイ排水処理システムを撤去しますので、亀岡市ディスプレイ排水処理システムの取扱いに関する要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止場所	亀岡市
排水設備確認 年月日及び番号	年 月 日 第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	
廃止するシステム	名称 形式
工事施工者 (亀岡市下水道排水 設備指定工事業者)	業者名 代表者名 (電話番号)
添付書類	撤去計画書 撤去前後の写真 その他管理者が必要と認める図書

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託の相手方

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
日本橋日銀通りビル5階

地銀ネットワークサービス株式会社
提携コンビニエンスストア

MMK設置店 暮らしハウス
コミュニティ・ストア スリーエイト
生活彩家 セイコーマート セーブオン
セブン-イレブン デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア
ハマナスクラブ ファミリーマート
ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ヤマザキデイリーストアー ローソン
ローソンストア100

2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、公共下水道使用料、地域下水道使用料及び水道メーター使用料）のコンビニエンスストア収納事務

3 委託期間

平成31年4月1日から
平成32年3月31日まで

「揭示済」

公 告

亀岡市上下水道部公告第2号

亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）第5条の規定に基づき、平成31年度賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

賦課対象区域

荒塚町一丁目の一部

「揭示済」

亀岡市上下水道部公告第3号

亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）第3条の規定に基づき、負担区の拡大区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成31年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 負担区の名称

第2負担区

2 負担区域（拡大区域）

東本梅町（東大谷・赤熊・中野・大内・松熊）

西別院町犬甘野（上ノ谷・中ノ谷・下条
・下ノ谷）

東別院町小泉（小泉）

保津町

宮前町（宮川・神前・猪倉）

本梅町（中野・平松・井手・西加舎・東
加舎）

馬路町

千歳町

河原林町

旭町

3 地積

第2負担区 486.6ha

4 施行日

平成31年4月1日

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院職員管理監督者昇任試験実施規
程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第3号

亀岡市立病院職員管理監督者昇任
試験実施規程の一部を改正する規
程

亀岡市立病院職員管理監督者昇任試験実施規
程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第23
号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教養試験」を「面接試験及
び論文試験」に改める。

第4条を削る。

第5条中「前条の教養試験」を「昇任試験」
に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条と
する。

第7条中「第5条」を「第4条」に改め、同
条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院庁舎管理規程及び亀岡市病院事業用行政財産使用料規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月26日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第4号

亀岡市立病院庁舎管理規程及び亀岡市病院事業用行政財産使用料規程の一部を改正する規程

(亀岡市立病院庁舎管理規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院庁舎管理規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「平成」を削る。

(亀岡市病院事業用行政財産使用料規程の一部改正)

第2条 亀岡市病院事業用行政財産使用料規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第31号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「平成」を削る。

附 則

この規程は、平成31年5月1日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市立病院告示第1号

地方自治法第231条の2の規定に基づく、亀岡市病院事業会計規程第28条の規定による指定代理納付者を次のとおり指定したので告示する。

平成31年4月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

1 指定代理納付者の名称等

① 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

京都クレジットサービス株式会社
代表取締役 西山忠彦

② 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

京銀カードサービス株式会社
代表取締役 田中晴男

2 指定代理納付者による納付を認める歳入の範囲

亀岡市立病院における診療に係る使用料及び手数料

3 指定期間

平成31年4月1日から

平成32年3月31日まで

「揭示済」